特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	簡易生命保険契約に係る保険金等の支払に関する支払 調書データ(税務署提出用)作成事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構は、簡易生命保険契約に係る保険金等の支払に関する支払調書データ(税務署提出用)作成事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、同ファイルの取扱いがお客さまの財産、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じることをもって、お客さまの財産、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

簡易生命保険契約に係る管理業務については、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構が監督・指導等の責任を負いつつ、郵政民営化法等の定めにより株式会社かんぽ生命保険が当機構の委託を受けて行うこととされており、簡易生命保険契約の管理業務に関するシステムや特定個人情報ファイルを取り扱う全ての事務を行う同社も同様の措置を講じることとする。

評価実施機関名

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

[平成30年5月 様式4]

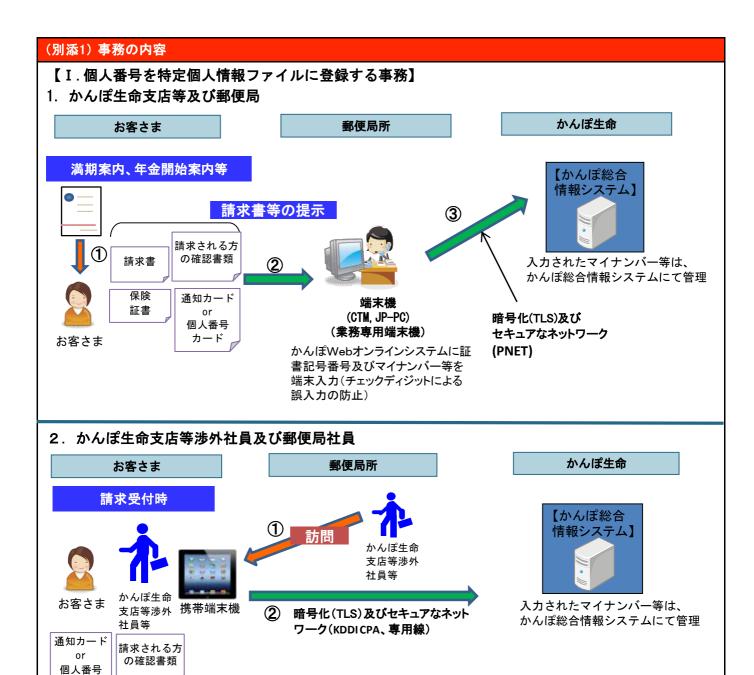
項目一覧

Ι	基本情報			
C	(別添1)事務の内容			
п	特定個人情報ファイルの概要			
(別添2)特定個人情報ファイル記録項目			
ш	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策			
IV	その他のリスク対策			
v	開示請求、問合せ			
VI	評価実施手続			
(

I 基本情報

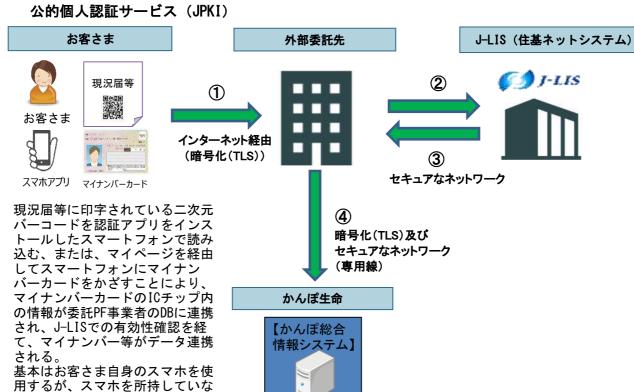
1. 特定個人情報ノアイル・	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	簡易生命保険契約に係る保険金等の支払に関する支払調書データ(税務署提出用)作成事務		
②事務の内容 ※	簡易生命保険は、「国民に、簡易に利用できる生命保険を、確実な経営により、なるべく安い保険料で提供し、もって国民の経済生活の安定を図り、その補祉を増進することを目的として(簡易生命保険法) [個和24年法律第68号]第1条、)国が、憲法第25条22項の規定に盛み、社会補他の向上及び増進の方策として事業を行うものとして制度化されたものである。簡易生命保険契約については、日本郵政公社(以下) (公社) にいう。) の解散に際し、郵政民営化法(呼成17年法律第97号)第163条第3項の認可を受けた実施計画の定めにより簡易生命保険契約については、日本郵政公社(以下) (公社) に公は、19節易生命保険契約に係る公社の権利及び義務を独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局・メットワーク支援機構(以下) が水種し(再) 原施計画2(2) ②ロ(イ))、株式会社かんぼ生命保険(以下) が水種と(両) 原施計画2(2) ③ロ(イ))、株式会社かんぼ生命保険(以下) がんぼ生命は(公社から) (国) 集施計画2(2) ③ロ(イ) / 株式会社かんぼ生命保険で以下がんぼ生命) という。) は、機構の要託を受けて管局と命保険管理業務を行うこととなったため(同実施計画1(1) ②)、かんぼ生命は、公社から承継した制象生命保険管理業務を行うことなったか(同実施計画1(1) ②)、かんぼ生命は、公社から承継した制象生命保険管理業務を行うことなったか(同実施計画1(1) ②)、かんぼ生の情報ファイルの取扱いづ口セスにおけるリスク対策等については、かんぼ生命が把握しており、11特定個人情報ファイルの厳愛や山特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策等については、かんぼ生命におけるものを記載している(14、114、117)、9、17及を制力のの導入と命保険契約1つに対して、保険単分者の導入に伸い、平成28年1月以降支払事由が発生の主体を映変約の一角を映変があるため、個人番号を財産のよりに対して、保険型等を取りまして、保険型等を設け、郵便局、19が1年の表により、11、かんぼ生命支に等及び郵便局・かんが経生命支に等を対して、19を1年の支払等を含まから個人番号を記載する必要が表されたお答さまから個人番号を関係とステムの個人番号を管理マスタに登録する。2、かんぼ生命方に等渉外社員及び郵便局社員、お答さまを等において保険金等の支払請求等をされたお客さまから個人番号の提示を受け、かんぼ生命方は等が携帯機工機(インターネット開覧機に対したを構造対対等に認なされている。大学を表はいて、19を1年の大学を表が入れて、19を1年の大学を表が入れて、19を1年の大学を対したと記述で対したの個人番号をでは、かんぼと命方とまの大型にで、まりに対したと記述で対した。19を1年を表が大型のでは、19を1年を表が		
③対象人数	<選択肢>		

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		
システム1		
①システムの名称	かんぽ総合情報システム	
②システムの機能	かんぽ総合情報システムは、かんぽ生命が管理している簡易生命保険契約に関する保険契約情報を管理しており、個人番号については、かんぽ総合情報システム内の個人番号等管理マスタにおいて個人番号の登録、修正、削除及び管理の機能を有している。 管理している個人番号については、税務署に提出する支払調書データ作成時に保険金等の支払データの証書記号番号等と紐付け、反映する。	
③他のシステムとの接続	 []情報提供ネットワークシステム []住民基本台帳ネットワークシステム []宛名システム等 []税務システム [○]その他 (他のシステムとの接続はない) 	
システム2~5		
システム6~10		
システム11~15		
システム16~20		
3. 特定個人情報ファイル	名	
特定個人情報ファイル(支払調	引書)	
4. 特定個人情報ファイル	を取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	・番号制度に関する税制上の措置として、生命保険会社が法定調書として税務署に提出する支払調書に個人番号の記載を求める措置が講じられたところである。・既存のかんぽ総合情報システムにおける支払調書データに必要な簡易生命保険契約の情報に加え、個人番号を紐付けて付定する必要があるため、特定個人情報ファイルを保有する。	
②実現が期待されるメリット	・特定個人情報ファイルを利用して、大量の簡易保険契約に係る支払調書データを作成するに当たり、 個人番号を紐付けて記載することが可能となる。	
5. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) (以下「番号法」という。)第9条 2.所得税法(昭和44年法律第33号)第225条	
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	<選択肢> [実施しない] 1)実施する 2)実施しない 3)未定	
②法令上の根拠		
7. 評価実施機関における	担当部署	
①部署	保険部業務課	
②所属長の役職名	保険部業務課長	
8. 他の評価実施機関		
_		



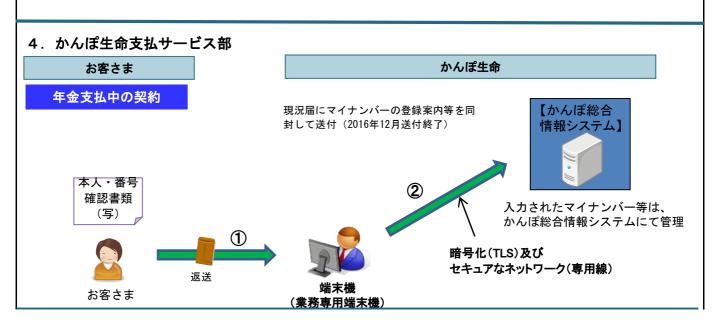
カード

3. お客さまによる個人番号のオンライン申告 公的個人認証サービス (JPKI)



い、または、スマホの操作に乏しいお客さまのフォロー体制として、

コンサルタント社員の業務用スマ



連携されたマイナンバー等は、

かんぽ総合情報システムにて管理

(備考

- 1. かんぽ生命支店等及び郵便局
- ①かんぽ生命から満期案内、年金支払開始等のご案内を送付する。
- ②保険金等の支払請求等のために窓口に来られたお客さまから個人番号の提示を受ける。
- ③郵便局員等が端末機(インターネット機能やメール機能がない端末機(CTM)、またはインターネット機能やメール機能はあるものの、ホワイトリストによる制限、社外あてメールのパスワード付与やあて先に上長を含めない場合にメールの送信を不可とする等の対策を講じた端末機(JP-PC(3001、5001))に個人番号を入力し、かんぽ総合情報システムの個人番号等管理マスタに登録する。

端末機とかんぽ総合情報システム間の通信については暗号化及びセキュアな通信を行っており、安全性が確保されている。

2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員

- ①保険金等の支払請求等の手続きのためにお客さま宅を訪問し、個人番号の提示を受け、携帯端末機(インターネット機能やメール機能がない専用端末(PT4、PT5))に個人番号を登録する。
- ②個人番号の登録を行った携帯端末機(PT4)をかんぽ生命支店又は郵便局へ持ち帰り、データ送信により個人番号等管理マスタへ個人番号を登録する。
- ③携帯端末機(PT5)は取扱いの都度、データ送信により個人番号等管理マスタへ個人番号を登録する。 携帯端末機(PT4、PT5)とかんぽ総合情報システム間は携帯電話網を使用した暗号化及びセキュアな通信を行っており、安全性が確保されている。 また、端末認証サービスで端末を限定しており、セキュアな通信を行っている。

3.お客さまによる個人番号のオンライン申告

公的個人認証サービス(JPKI)

- ① 現況届等に印字されている二次元バーコードを認証アプリをインストールしたスマートフォンで読み込む、または、マイページを経由してスマートフォンにマイナンバーカードをかざすことにより、マイナンバーカードのICチップ内の情報が委託PF事業者のDBに連携される。
- ② 委託PF事業者のDBからJ-LISへ電子証明書の有効性確認を行う。
- ③ 有効性確認の結果が連携される。
- ④ 委託PF事業者のDBから個人番号データがかんぽ生命に連携され、個人番号等管理マスタへ個人番号を登録する。 委託PF事業者のDBとかんぽ総合情報システム間の通信については暗号化及びセキュアな通信を行っており、安全性が確保されている。

4. かんぽ生命支払サービス部

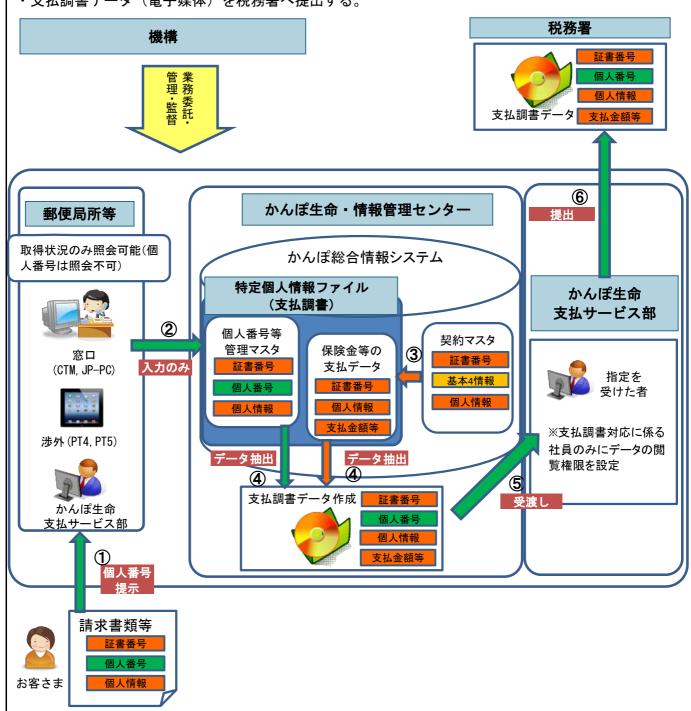
- ①かんぽ生命支払サービス部がお客さまから個人番号等届出書等の郵送回答を受ける。
- ②かんぽ生命支払サービス部が端末機(インターネット機能やメール機能がない専用端末機)から個人番号等管理マスタへ個人番号を登録する。端末機とかんぽ総合情報システム間の通信については暗号化及びセキュアな通信を行っており、安全性が確保されている。

【Ⅱ. 特定個人情報ファイルを使用する事務】

- 1. かんぽ生命情報管理センター
- ・登録された個人番号を支払調書データに付加して、CD等の記録媒体を用いてかんぽ生命支払 サービス部へ提出する。

2. かんぽ生命支払サービス部

・支払調書データ(電子媒体)を税務署へ提出する。



(備考)

(事務の流れ)

- ① 郵便局等来局又は渉外社員の訪問により、保険金等支払請求時等にお客さま(保険契約者及び保険金等受取人)から、個人番号 カード等の提示をうけ、個人番号を取得する。(かんぽ生命支払サービス部の場合は個人番号が記載された専用用紙の返送を受け る。) ② 「個人番号等登録請求画面」に証書番号・受取人種別・カナ氏名・個人番号を入力する。
- ③ 契約マスタから、保険金等支払に関するデータを抽出
- ④ ③で抽出したデータと個人番号等管理マスタのデータを「特定個人情報ファイル(支払調書)」とし、保険証書記号番号等で突合して 支払調書データを作成する。
- ⑤ かんぽ生命情報管理センターからかんぽ生命支払サービス部へ支払調書データの受け渡しを行う。
- ⑥ かんぽ生命支払サービス部から税務署へ支払調書データを提出する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

特定個人情報ファイル(支払調書)

2. 基本	2. 基本情報			
①ファイルの種類 ※		<選択肢>		
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [1,000万人以上] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
③対象と	なる本人の範囲 ※	簡易生命保険契約に係る保険金等の受取人及び保険契約者等		
	その必要性	支払調書データに個人番号を付加して、税務署に提出するため		
④記録さ	れる項目	<選択肢>		
主な記録項目 ※		・識別情報		
	その妥当性	対象者を特定するために個人番号、その他識別情報(内部番号)(保険証書記号番号、個人番号等対象者コード及び受取人登録関係者コード)並びにカナ氏名を保有その他、支払調書作成のために必要な保険金等の支払データを保有		
全ての記録項目		別添2を参照。		
⑤保有開始日		平成28年1月1日		
⑥事務担当部署		保険部業務課(委託先:かんぽ生命事務企画部、支払サービス部)		

3. 特定個人情報の入手・	使用	
	[〇]本人又は本人の代理人	
	[]評価実施機関内の他部署 ()	
①入手元 ※	[]行政機関・独立行政法人等 ()	
①入于元 ※	[] 地方公共団体・地方独立行政法人 ()	
	[]民間事業者 ()	
	[]その他()	
	[O]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ	,
	[]電子メール []専用線 []庁内連携システム	
②入手方法	[]情報提供ネットワークシステム	
	[O]その他(本人等からの個人番号カード等の提示を受け、(携帯)端末機に入力認証アプリをダウンロードしたスマートフォンにマイナンバーカードをかざす)
③入手の時期・頻度	【かんぽ生命支店等及び郵便局】、【かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員】・本人等から簡易生命保険契約に係る保険金等の支払請求等を受けた都度、個人番号、簡易生命保険契約に係る保険証書記号番号等、必要な個人情報を入手する。 【お客さまによる個人番号のオンライン申告】 ①簡易生命保険契約に係る年金受取人が、年金自動受取りサービス(仮称)の利用申込みのため、況届等に印字された二次元バーコードを認証アプリをダウンロードしたスマートフォンで読み取り、スマートフォンにマイナンバーカードをかざしたタイミングにより、個人番号を入手する。 ②簡易生命保険契約に係る契約者がマイページを介して、認証アプリをダウンロードしたスマートフォにマイナンバーカードをかざしたタイミングにより、個人番号を入手する。 【かんぽ生命支払サービス部】 ・簡易生命保険契約に係る年金受取人から個人番号等届出書の提出(郵送)を受けた都度、個人番号、簡易生命保険契約に係る保険証書記号番号等、必要な個人情報を入手する。	現・ナン
④入手に係る妥当性	・郵政民営化法の規定により機構に承継された簡易生命保険契約については、その管理に関する業をかんぽ生命に委託しており、更にかんぽ生命から日本郵便株式会社(以下「日本郵便」という。)に部業務を再委託している。そのため、利用者である本人等が、かんぽ生命の支店等や日本郵便の郵局に請求された際に、その都度、必要な個人番号を入手する。 【かんぽ生命支店等及び郵便局】 ・入手方法は、本人等からの個人番号カード等の提示を受け、社員が個人番号を端末機(インターネ機能やメール機能がない端末機(CTM)、またはインターネット機能やメール機能はあるものの、ホワーリストによる制限、社外あてメールのパスワード付与やあて先に上長を含めない場合にメールの送信不可とする等の対策を講じた端末機(JP-PC(3001、5001))に入力する。 ・入手の時期・頻度は、各契約における保険金等の支払事由等が発生した都度、年間通じて常時、記を受け付ける。 【かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員】 ・入手方法は、本人等からの個人番号カード等の提示を受け、社員が個人番号を携帯端末機(PT4、PT5)に入力する。 ・入手の時期・頻度は、各契約における保険金等の支払事由等が発生した都度、年間通じて常時、記を受け付ける。 【お客さまによる個人番号のオンライン申告】 ・入手方法は、お客さま自身が、委託PF事業者が開発した認証アプリをダウンロードしたスマートフォを用いて、かんぽ生命から送付した各種通知物等に記載されている二次元パーコードを読み取り、スマートフオンにマイナンバーカードをかざすことで個人番号を入手する。 ・入手の時期・頻度は、①年金自動受取りサービス(仮称)の利用申込みの際または②年間通じて常受け付ける。 【かんぽ生命支払サービス部】 ・入手方法は、年金受取人から個人番号カード等の写しの送付を受けて、社員が個人番号を端末機入力する。 ・入手の時期・頻度は、過去に送付した個人番号等届出書について年金受取人から随時提出(郵送)受け付ける。	二郎 マイ言 清 トス 時に一便 小小を 求 求 ン 時に

⑤本人への明示		₹	・番号法第14条(提供の要求)において、本人等に対して個人番号の提供を求めることができる旨が規定されている。 ・本人等から簡易生命保険契約に係る保険金等の支払請求等を受ける都度、個人番号の利用目的等を記載した「個人情報の利用について」を交付する。 ・委託PF事業者が開発した認証アプリをダウンロードしたスマートフォンにマイナンバーカードをかざす際に、スマートフォンの画面上に個人番号の利用目的を表示する。
⑥使用目	的 ※		簡易生命保険契約に係る保険金等の支払に関する支払調書データ(税務署提出用)を作成するため
	変更の	の妥当性	_
		使用部署	かんぽ生命支払サービス部
⑦使用の	主体	使用者数	<選択肢>
⑧使用方法 ※			・個人番号等管理マスタに登録された個人番号を保険金等の支払データに付加して、CD等の記録媒体 を用いて税務署に提出する。
	情報の突合 ※		行わない
情報の統計分析 ※		の統計分析	
		利益に影響を も決定 ※	該当なし
⑨使用開始日			平成28年1月1日

4. 犋	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない	
		(1)件	
委託事項1		簡易生命保険契約に係る保険金等の支払に関する支払調書データ(税務署提出用)作成事務	
①委訂	千内容	簡易生命保険契約の管理に関する業務	
	及いを委託する特定個 プファイルの範囲	<選択肢> (選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [1,000万人以上] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様	
	その妥当性	機構は簡易生命保険契約に係るシステムを保有しておらず、特定個人情報ファイルを取り扱う事務はかんぽ生命に委託しているため、特定個人情報ファイルの取扱いに係るリスク対策等に関しては、かんぽ生命において安全管理措置を実施。	
③委言	モ先における取扱者数	<選択肢>	
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモ []紙 [O]その他 (システムが設置されているかんぽ生命にて取扱いを行う。)	
⑤委訂	毛先名の確認方法	機構ホームページにより、確認可能。	
⑥委 詞		かんぽ生命	
再委託	⑦再委託の有無 ※	く選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	【日本郵便】 ・郵政民営化法等の定めにより、かんぽ生命は機構の委託を受けて簡易生命保険管理業務を行うこととなり、その一部を日本郵便に再委託することが義務付けてられており、法令等に基づき再委託を実施。 なお、機構とかんぽ生命における委託契約書の中で、日本郵便との再委託について、かんぽ生命はあらかじめ機構の同意を得て行うものと約定し、かんぽ生命と日本郵便が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置が講じられていることを確認している。 【その他】	
		・委託先のかんぽ生命から再委託の許諾申請があった場合は、再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託予定金額等及びその他機構が求める情報を記載した書面の提供を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認した上で、再委託の承認を行う。	
	9再委託事項	上記委託事項と同じ	
委託	委託事項2~5		
委託	事項6~10		
委託	事項11~15		
委託	委託事項16~20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
担併 投票の大無	[O]提供を行っている (1)件 []移転を行っている ()件		
提供・移転の有無 	[] 行っていない		
提供先1	税務署		
①法令上の根拠	所得税法(昭和44年法律第33号)第225条		
②提供先における用途	内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収等に資するため。		
③提供する情報	1. 保険金等受取人氏名・住所、2. 保険契約者氏名・住所、3. 被保険者氏名・住所、4. 保険金額等、5. 既払込保険料等、6. 保険金等の支払年月日、7. 保険証書記号番号、8. 保険者氏名・住所、9. 保険金 等受取人の個人番号、10. 保険者の法人番号		
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [1,000万人以上] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様		
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線		
6 6 提供方法	[] 電子メール [〇] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
OLE IN TAIL	[] フラッシュメモリ []紙		
	[]その他 ()		
⑦時期·頻度	保険金等を支払った日の属する年の翌年1月31日までに税務署へ提出。前記以外に、追加支払等を 行った契約に係る支払調書データを年に数回提出。		
提供先2~5			
提供先6~10			
提供先11~15			
提供先16~20			
移転先1			
①法令上の根拠			
②移転先における用途			
③移転する情報			
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人上10万人未満 [3) 10万人以上10万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲			
	[] 庁内連携システム [] 専用線		
 ⑥移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
@19+Δ/J/Δ	[] フラッシュメモリ [] 紙		
	[]その他 ()		
⑦時期·頻度			
移転先2~5			
移転先6~10	移転先6~10		
移転先11~15			
移転先16~20			

6. 特定個人情	青報の保管・	消去
		【かんぽ総合情報システム(個人番号等管理マスタ)】、【かんぽ総合情報システム(保険金等の支払
		データ)】 セキュリティゲートを設けて入退室を行っている建物(かんぽ生命情報管理センター)にあって、入退室 管理を行っている部屋に設置したメインフレームに個別のマスタファイルとして保管し、暗号化とアクセス 制限を施す。
		【入手経路による保管状況】 1. かんぽ生命支店等及び郵便局 端末機(CTM、JP-PC(3001、5001))には個人情報を保管しない。
①保管場所 ※		2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員 ・携帯端末機(PT5)には個人情報を保管しない。 ・携帯端末機(PT4)は、特定個人情報を暗号化の上保管するが翌日には自動消去する。
		3. お客さまによる個人番号のオンライン申告 ① 委託PF事業者を介して入手する個人番号は一時的に委託PF事業者で保管し、かんぽ生命で個人番号の取得処理が正常に終了した後、委託PF事業者で消去する ② 業務用携帯電話(スマートフォン)を使用してお客さまが年金自動受取りサービス(仮称)の利用申込みを行う場合に備え、業務用携帯電話にはキャッシュの自動削除、スクリーンショット不可の制限をかける。
		4. かんぽ生命支払サービス部 1と同様
		【支払調書データ(副本)(電子媒体)】 施錠できるキャビネットに保管している。また、キャビネットの鍵は電子式のキーボックスにより、特定の 者のみ取り出せるよう管理を行っている。
	期間	 <選択肢> 1)1年未満 2)1年 3)2年 6年以上10年未満 3 5)4年 6)5年 7)6年以上10年未満 8)10年以上20年未満 9)20年以上 10)定められていない
		【かんぽ総合情報システム(個人番号等管理マスタ)】 税務における更正決定等の期間制限に鑑みて、支払調書データを税務署に提出した翌年度始から7年 間保管することとする。
		【かんぽ総合情報システム(保険金等の支払データ)】 支払調書データへ出力すると自動的に消去される。
		【入手経路による保管状況】 1. かんぽ生命支店等及び郵便局 端末機(CTM、JP-PC(3001、5001))には個人情報を保管しない。
②保管期間	その妥当性	2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員 携帯端末機(PT5)には個人情報を保管しない。 携帯端末機(PT4)は、特定個人情報を暗号化の上保管するが翌日には自動消去する。
		3. お客さまによる個人番号のオンライン申告 ① 委託先を介して入手する個人番号は一時的に委託先で保管し、かんぽ生命で個人番号の取得処理が正常に終了した後、委託先で消去する ② 業務用携帯電話(スマートフォン)を使用してお客さまが年金自動受取りサービス(仮称)の利用申込みを行う場合に備え、キャッシュの自動削除、スクリーンショット不可の制限をかける。
		4. かんぽ生命支払サービス部 1と同様
		【支払調書データ(副本)(電子媒体)】 税務における更正決定等の期間制限に鑑みて、支払調書データを税務署に提出した翌年度始から7年間保管することとする。
③消去方法		保存期間経過後システム的に削除
7. 備考		

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

(個人番号等管理マスタ項目)

保険証書記号番号、個人番号等対象者コード、個人番号等登録通番、マイナンバー、法人番号、個人番号等取得状態コード、個人番号等未取得理由コード、個人番号等登録年月日、受取人登録通番、受取人登録関係者コード、番号登録者カナ氏名、受付局所番号

(保険金等の支払データ項目)

法定資料の種類、整理番号1、本支店当区分番号、提出義務者(住所(居所)又は所在地)、提出義務者(電話番号)、整理番号2、提出者(住所(居所)又は所在地)、提出者(氏名又は名称)、訂正表示、年分、受取人(住所(居所)又は所在地)、受取人(国外住所表示)、受取人(氏名又は名称)、契約者(住所(居所)又は所在地)、契約者(国外住所表示)、契約者(氏名又は名称)、被保険者(住所(居所)又は所在地)、被保険者(国外住所表示)、被保険者(氏名又は名称)、保険金額等、増加又は割増保険金額等、未払利益配当金等、貸付金額・同未収利息、未払込保険料額等、前納保険料等払戻金、差引支払保険金額等、既払込保険料等、保険事故等、保険事故等の発生年月日(年)、保険事故等の発生年月日(年)、保険等の種類、保険金等の支払年月日(年)、保険金等の支払年月日(月)、保険金等の支払年月日(日)、保険金等の支払年月日(月)、保険金等の支払年月日(日)、協要、保険会社等法人番号、受取人(個人・法人区分)、契約者(個人・法人区分)、個人・法人区分、既払込保険料等の剰余金又は割戻金、提出年月日(年)、提出年月日(月)、提出年月日(日)、本支店等区分番号、年金の種類、年金の支払金額、未払金額、剰余金又は割戻金、年金の支払金額に対する掛金額、差引金額、源泉徴収税額、相続等生命保険年金に該当(年金の支払開始日(年))、相続等生命保険年金に該当(年金の支払開始日(月))、相続等生命保険年金に該当(年金の支払開始日(日))、相続等生命保険年金に該当(保証期間年数)、相続等生命保険年金に該当(及払総額又は支払総額見込額)、相続等生命保険年金に該当(支払総額等のうちに保険料又は掛金額の占める割合・整数部)、相続等生命保険年金に該当(支払総額等のうちに保険料又は掛金額の占める割合・整数部)、相続等生命保険年金に該当(支払総額等のうちに保険料又は掛金額の占める割合・を数部)、相続等生命保険年金に該当(支払総額等のうちに保険料又は掛金額の占める割合・を数部)、相続等生命保険年金に該当(支払総額等のうちに保険料又は掛金額の占める割合・を数部)、相続等生命保険年金に該当(を扱料とは対金額の占める割合・を数部)、相続等生命保険年金に該当(を扱料とは対金額の占める割合・を数部)、相続等生命保険年金に該当(支払総額等のうちに保険料とは対金額の占める割合・を数部)、相続等生命保険年金に該当(支払総額等のうちに保険料とは対金額の占める割合・を数部)、相続等生命保険年金に該当(を扱料とは対金額の占める割合・の方に保険料とは対金額の占める割合・の方に保険料とは対金額の占める割合・の方に保険料とは対金額の占める割合・の方に保険料とは対金額の占める割合・の方に保険料とは対金額の占める割合・の方に保険料とは対金額の占める割合・の方に保険年金に該当(年金に係る権利について相続税法第24条の規定により評価された額)

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1®を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

特定個人情報ファイル(支払調書)

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

【入手経路による措置状況】

1. かんぽ生命支店等及び郵便局

保険契約の取扱いにおいて、保険金等支払請求等の際、請求人が正当な権利を有している者であることの確認を行うことが前提であることから、対象者以外の情報を入手しないよう措置している。

2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員 1と同様

対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容

3. お客さまによる個人番号のオンライン申告

認証アプリの処理において、二次元バーコード内に格納されている対象者の生年月日及び性別とスマートフォンにかざされたマイナンバーカードの生年月日及び性別を照合し、両者が一致しなければ個人番号の入手ができないよう措置している。

4. かんぽ生命支払サービス部

年金の受取人に対し、現況届の案内を送付した際、個人番号等届出書及び返信用封筒を同送していることが前提であることから、対象者以外の情報を入手しないよう措置している。

【入手経路による措置状況】

1. かんぽ生命支店等及び郵便局

保険証書記号番号を入力し、保険契約の契約者又は保険金等受取人であることを確認の上個人番号を入力することから、必要最小限の情報のみ入力することとして措置している。

2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員

必要な情報以外を入手する ことを防止するための措置の 内容

同上

3. お客さまによる個人番号のオンライン申告

情報の入手元はマイナンバーカードとなるため、個人番号及び実存(本人)確認として必要な最低限の情報のみ入手することとして措置している。

4. かんぽ生命支払サービス部

年金の受取人に対し現況届の案内を送付した際、個人番号等届出書及び返信用封筒を同封しており、 年金受取人から個人番号等確認書類の写し及び実存(本人)確認資料の写しの返送を受け、必要最小 限の情報のみ入手することとして措置している。

【入手経路による措置状況】

1. かんぽ生命支店等及び郵便局

個人番号の取得時に個人番号の記載のある証明書類の写しを作成することや個人番号のメモを取ることは禁止している。

2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員

その他の措置の内容 3. お

3. お客さまによる個人番号のオンライン申告

業務用携帯電話(スマートフォン)を使用してお客さまが年金自動受取りサービス(仮称)の利用申込みを行う場合に備え、キャッシュの自動削除、スクリーンショット不可の制限をかけている。また、認証アプリは、マイナンバーカードから読み取った情報をサーバへデータ連携する仕組みであり、マイナンバーカードから読み取った情報をスマートフォン内に保管することはない。

4. かんぽ生命支払サービス部

1、2と同様

Γ

リスクへの対策は十分か

十分である

く選択肢>

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

1

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	【入手経路による措置状況】 1. かんぽ生命支店等及び郵便局 個人番号の取得に際しては、個人番号カードの提示に基づき端末機(インターネット機能やメール機能 がない端末機(OTM)、またはインターネット機能やメール機能はあるものの、ホワイトリストによる制限、 社外あてメールのパスワード付与やあて先に上長を含めない場合にメールの送信を不可とする等の対 策を講じた端末機(JP-PC(3001、5001))に入力を行うこととして手続に定め、特定個人情報の写しを作 成することはしない。 2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員 個人番号の取得に際しては、個人番号カードの提示に基づき携帯端末機(インターネット機能や外部 メール機能がない専用端末機(PT4,PT5))に入力を行うこととして手続に定めており、特定個人情報の写しを作成することはしない。 3. お客さまによる個人番号のオンライン申告 個人番号取得の委託に際して、公的個人認証サービスを提供するプラットフォーム事業者を選定しているほか、業務用携帯電話(スマートフォン)を使用する場合に備え、業務用携帯電話にはキャッシュの自動削除、スクリーンショット不可の制限をかけており、特定個人情報を保存をすることはない。また、認証アプリは、マイナンバーカードから読み取った情報をスマートフォン内に保管することはない。 4. かんぽ生命支払サービス部 個人番号の入力に際しては、個人番号カード等の写しに基づき端末機(インターネット機能やメール機能がない専用端末機)に入力を行うこととし、入力後の個人番号等の確認書類の写しについては廃棄をする。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置 の内容	【入手経路による措置状況】 1. かんぽ生命支店等及び郵便局 個人番号の記載のある通知カード、個人番号カード又は住民票の写しの提示を受け、個人番号を確認するほか、実存(本人)確認を行う。 2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員 同上 3. お客さまによる個人番号のオンライン申告 公的個人認証サービスを利用した実存(本人)確認を行う。 4. かんぽ生命支払サービス部 個人番号の記載のある通知カードの写し、個人番号カードの写し又は住民票の写しにより、個人番号を確認するほか、実存(本人)確認を行う。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	【入手経路による措置状況】 1. かんぽ生命支店等及び郵便局 個人番号の記載のある通知カード、個人番号カード又は住民票の写しの提示を受け、提示を行っている方が本人であることを確認する。 また、入力時にはチェックディジット(※)による誤入力の防止の措置を取っている。 ※…末尾以外の数字を基にある数式で算出した値と末尾の数字を比較し、番号の入力誤りを検出する方式 2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員同上 3. お客さまによる個人番号のオンライン申告 公的個人認証サービスを利用した実存(本人)確認を行うことから、特定個人情報の正確性について確保されている。特定個人情報の取得はマイナンバーカードのICチップを読み取る方法で行うため、誤入力は発生しない。また、認証アプリは委託先PF事業者サーバにかんぽ生命サーバからの電文を正しく受領し、復号できたことをもって起動する仕様であるため、偽造された二次元コードがかんぽ生命以外のサーバからの電文である場合は、委託先PF事業者側で不正電文と検知している。 4. かんぽ生命支払サービス部 個人番号の記載のある通知カードの写し、個人番号カードの写し又は住民票の写しにより、個人番号を確認するほか、実存(本人)確認を行う。	
特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	【入手経路による措置状況】 1. かんぽ生命支店等及び郵便局 保険契約の取扱いにおいて、保険金等支払請求等の際、請求人が正当な権利を有している者であることの確認を行うことが前提であることから、特定個人情報の正確性について確保されている。 2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員 同上 3. お客さまによる個人番号のオンライン申告 公的個人認証サービスを利用した実存(本人)確認を行うことから、特定個人情報の正確性について確保されている。特定個人情報の取得はマイナンバーカードのICチップを読み取る方法で行うため、誤入力は発生しない。 4. かんぽ生命支払サービス部 1、2と同様	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	

リスク4: 入手の際に特定個	リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク							
リスクに対する措置の内容	【入手経路による措置状況】 1. かんぽ生命支店等及び郵便局 ・特定個人情報について控え及び写しを作成しないこととしているほか、端末機(CTM、JPPC(3001,5001))及び携帯端末機(PT4)は紙媒体への出力機能を有しているが、個人番号が記録されたデータについては紙媒体で出力できないようシステムで制御している。おって、マイナンバーの取扱いに関して、各種法令等に従いマイナンバーの保護に十分な注意を払うこと及び各種法令などに違反している事実又はその兆候を把握した場合には、速やかに報告することを社内規定に定めている。なお、携帯端末機(PT5)は紙媒体を出力する機能を有していない。・かんぽ総合情報システム(個人番号等管理マスタ)からのデータのダウンロードや電子記録媒体への出力もできないように措置している。 2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員同上 3. お客さまによる個人番号のオンライン申告 ・業務用携帯電話(スマートフォン)を使用する場合に備え、業務用携帯電話にはキャッシュの自動削除、スクリーンショット不可の制限をかけている。また、認証アプリは、マイナンバーカードから読み取った情報をサーバへデータ連携するのみであり、マイナンバーカードから読み取った情報をサーバへデータ連携するのみであり、マイナンバーカードから読み取った情報をスマートフォン内に保管することはない。 4. かんぽ生命支払サービス部 1、2と同様							
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

端末機(CTM、JP-PC(3001,5001))又は携帯端末機(PT4、PT5)とかんぽ総合情報システム間においては特定個人情報に暗号化を施すとともに、通信についてはセキュアなネットワークを使用している。

特に、JP-PC(3001、5001)は、外部サービスのクラウド上でWEBサイトにアクセスするため、万が一マルウェアが仕掛けられたWebサイトにアクセスした場合でも、感染するのは分離されている外部サービスのクラウド上の環境であり、実際に利用している当該端末には影響を及ぼさないインターネット分離の仕組みによりマルウェア感染による情報漏えいリスクを低減している。また、許可されたWEBサイト以外からのファイルのダウンロード・アップロードの制限を行うことで、マルウェアに感染し情報が漏えいするリスクを低減している。さらに、即時の検知や防御、ネットワーク遮断等の対応を行うEDR(エンドポイントディテクション&レスポンス)の導入と、EDRで検知したインシデント発生時の初動対応、影響調査、結果報告までをサポートするMDR(マネージド・ディテクション&レスポンス)サービスの運用により、標的型攻撃やランサムウェアの脅威に対応している。

また、外部メールの送信は、必ず管理者をCCに入れなければ送信できない仕組みや、送信時の添付ファイルは自動的に暗号化され、 外部メールからの受信時には添付ファイルの検疫・無害化が行われている。

公的個人認証サービスを提供するプラットフォーム事業者を委託PF事業者として選定しているほか、委託PF事業者とかんぽ生命間に おいては、特定個人情報に暗号化を施すとともに、通信については専用線を敷設し、セキュアな環境でデータを入手している。

3. 特	持定個人情報の使用						
リスク	リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク						
宛名:	システム等における措置 F	個人番号等管理マスタについては、個人番号を取り扱う支払調書データ作成事務において辞令簿等に より指定を受けた者のみがアクセス権を有しており、地方公共団体の宛名システムに相当するような複 数の事務で個人番号を共通して参照するシステムは存在しない。 そのため、個人番号等管理マスタを閲覧することができない社員による、生命保険業務の他の情報との 個人番号を介した紐付けは発生しない。					
	で使用するその他のシ における措置の内容	同上					
その化	也の措置の内容	_					
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク	2: 権限のない者(元職	員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク					
ユー・	げ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない					
	具体的な管理方法	・ユーザIDに必要最低限の権限を付与し、事務処理上必要のないデータへのアクセスを制限している。 ・職員が離席する際には、パスワード設定された画面ロックを利用するなど、情報漏えい、なりすまし等 の不正行為を防止する措置を講じている。					
アクセ 管理	zス権限の発効·失効の	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない					
	具体的な管理方法	異動等の事由が生じたことにより、不要となったユーザIDについては、ユーザID管理者が失効等の処理 を行っている。					
アクセ	2ス権限の管理	【選択肢> [行っている] (選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない					
	具体的な管理方法	・ユーザごとにIDを発行している。 ・パスワードは、定期的に更新を実施するようシステムで制御している。 ・異動等の事由が生じたことにより、不要となったユーザIDについては、ユーザID管理者が失効等の処理を行っている。 ・委託PF事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱うことはできないように、管理業務に必要ないデータベースのアクセス権限は付与していない。					
特定值	固人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> [記録を残している] 1)記録を残している 2)記録を残していない					
	具体的な方法	個人番号等管理マスタにアクセスした記録については、ジャーナルに出力されることから、ジャーナル監査により不正なアクセス等がないか確認するとともに、必要に応じてジャーナルを分析する。					
その化	也の措置の内容	かんぽ総合情報システムの個人番号等管理マスタに個人番号を登録するための端末機は、かんぽ総合情報システム上で「特定個人ファイル(支払調書)」に含まれる個人番号を検索・閲覧・取得する機能を有していない。					
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク	3: 従業者が事務外で						
リスク	に対する措置の内容	機構とかんぽ生命における委託契約書の中で、顧客の保険契約に係る情報については契約の遂行以外の目的に使用しない旨を約定しており、かんぽ生命の関連マニュアル等においても同様の明記を行って、社員への研修・指導の措置を講じている。また、かんぽ生命及び日本郵便への番号法施行に伴う対応に係る研修資料において、個人番号の目的外の利用禁止、複写及びメモの禁止等を明記して社員への周知・指導を徹底する。年金受取人から提出(郵送)された個人番号等届出書に基づき個人番号を入力する場合は、管理者等から許可を取った上で入退室管理を行っているセキュリティを設けた部屋で行う。支払調書データの複製を行う場合は、管理者等から許可を取った上で入退室管理を行っているセキュリティを設けた部屋で行う。なお、複製を行えるパソコンのIDは担当者1名にのみ付与し、限定している。また、複製を行う際には立会者を設けて行っている。					
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク ・個人番号等管理マスタに関するアクセス権については、ユーザIDが払い出され、辞令簿により指定を 受けた者のみ有しており、特定個人情報等の取扱いに関する留意事項等について、定期的な研修等を 行う。 開発担当者のファイルアクセスは不可としているため複製は不可能。 ・かんぽ総合情報システムはインターネットと分離されており、不正アクセスやウイルスによって情報を 抜き取られることはない。また、電子媒体作成時においても暗号化を施しており、使用部署に限り郵送し ている。 ・端末機(CTM)はインターネット機能やメール機能がなく、端末上に特定個人番号を保管していないた め、盗難、紛失、詐取された場合でも不正に複製されることはない。 ・端末機(JP-PC(3001、5001))は、インターネット機能やメール機能はあるものの、ホワイトリストによる 制限、社外あてメールのパスワード付与やあて先に上長を含めない場合にメールの送信を不可とする 等の対策を講じており、また、端末上に特定個人番号を保管していないため、盗難、紛失、詐取された 場合でも不正に複製されることはない。 ・携帯端末機(PT4.PT5)については、USBポートがあるが、電子記録媒体への書き込みができないようシ リスクに対する措置の内容 ステムで制限をかけている。 ・携帯端末機(PT4.PT5)については、複数の要素(IDとPW、IDと生体認証(指紋、顔認証)によるログイ ン承認を行っており、ログインできなければ、かんぽ総合情報システムへ接続できない。また、携帯端末 機の通信不可とすることも可能で、通信を不可とすればかんぽ総合情報システムへ接続できない。 ・端末機のうち、JP-PC(3001,5001)では、ローカルディスクにデータを保存することが可能であるが、 『特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及 びそのリスクに対する措置』に記載されている措置をとっている。 ・端末機のうち、JP-PC(5001)では、光学式ドライブからのデータ書き込みは、申請により許可された社 員のみに制限されている。また、USBドライブからのデータ書き込みも、申請により許可された社員、端 |末、およびUSB機器のみに制限されている。 ・端末機のうち、JP-PC(3001)では、光学式ドライブからのデータ書き込み及び、USBドライブからの データ書き込みは行えないように制限されている。 ・業務用携帯電話(スマートフォン)を使用する場合に備え、業務用携帯電話にはキャッシュの自動削 除、スクリーンショット不可の制限をかけている。 <選択肢> [十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託]委託しない 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 機構とかんぽ生命における委託契約書の中で、「守秘義務」及び「顧客情報の管理」等に関する事項 を約定し、機構はかんぽ生命に対して、簡易生命保険管理業務の実施を適正かつ円滑に行うことを目 的として、「個人情報保護管理体制」を確認できるよう関連規程類等の提出を求め、必要な措置が講じ られていることを確認している。 また、これらの状況について、委託先であるかんぽ生命及び再委託先である日本郵便を対象として、 情報保護管理体制の確認 特定個人情報の取扱いを含めた委託業務の実施状況を監査するとともに、必要な場合にはかんぽ生 命の外部委託先に対しても機構が直接実地での監査を行うことができるように措置している。 かんぽ生命は、個人データの安全管理を図るための内部管理体制として、会社全体の個人情報の保 護に関する事務を統括する個人情報保護統括責任者のほか、各部署に個人情報の保護に関する事務 を管理する者を配置し、個人情報の適切な保護と取り扱いを行っている。 <選択肢> 特定個人情報ファイルの閲 制限している 1)制限している 2) 制限していない 覧者・更新者の制限 具体的な制限方法 かんぽ生命支払サービス部の一部の社員のみ閲覧権限を与える。 特定個人情報ファイルの取 記録を残している ٦ 1) 記録を残している 2) 記録を残していない 扱いの記録 特定個人情報の取扱いの記録について、プログラム処理にて毎日自動で抽出し、確認する運用として 具体的な方法 いる。 <選択肢> 特定個人情報の提供ルール 定めている 1) 定めている 2) 定めていない 委託先から他者への ・特定個人情報が含まれている支払調書データの電子媒体においては媒体管理簿へ「データ内容」、 提供に関するルールの 「利用目的」、「作成年月日」、「移送日」、「移送先」、「担当者名」等を記載している。 内容及びルール遵守 ・送付を行う際は、「送付先」、「関係書類」等を複数人で点検・確認し、封入・封緘を行っている。 の確認方法 委託元と委託先間の 提供に関するルールの 支払調書データの作成事務に関して、委託元と委託先間の提供は行わない。 内容及びルール遵守 の確認方法 <選択肢> 特定個人情報の消去ルール 定めている 2) 定めていない 1) 定めている 【かんぽ総合情報システム(個人番号等管理マスタ)】 税務における更正決定等の期間制限に鑑みて、支払調書データを税務署に提出した翌年度始から7年 間保管し、保管期間経過後システム的に削除する。 【かんぽ総合情報システム(保険金等の支払データ)】 ルールの内容及び 次回の保険金等の支払データ作成時に自動的に消去される。(最大1か月間保持) ルール遵守の確認方 法 【支払調書データ(副本)(電子媒体)】 ・媒体管理簿に記載された「保存期間」が経過したものについて、速やかに廃棄を行う。 ・電子記録媒体の廃棄方法は、管理者等が当該データが不用となった情報であること、媒体数等を確 認し、物理的に復元不能な状態にして廃棄する。廃棄にあたっては事前に情報セキュリティ統括室に廃 棄申請を行い、許可を受けた上で実施。廃棄後は電子記録媒体管理簿に廃棄の旨を記録している。 <選択肢> 委託契約書中の特定個人情 1) 定めている 2) 定めていない 報ファイルの取扱いに関する] 定めている 規定 かんぽ生命との業務委託契約書等において、次の事項を規定する。 •秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 規定の内容 •漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・従業者に対する監督・教育 契約内容の遵守状況についての報告を求める ・委託先に対しての実地の調査 等

	託先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない 4)再委託していない			
	具体的な方法	【日本郵便】 かんぽ生命と日本郵便との間において、特定個人情報ファイルの適切な取扱いについて、以下の事項を確保する。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・再委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況についての報告を求める ・委託先に対しての実地の調査 【その他】 かんぽ生命と外部委託先との間において、再委託を行う場合には特定個人情報ファイルの適切な取扱いについて、以下の事項を確保する。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・再委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況についての報告を求める ・委託先に対しての実地の調査			
		その他、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」等で求められている必要かつ適切な安全管理措置を講ずることを義務付けている。			
その作	也の措置の内容	_			
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
特定值	特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				
_					

5. 特定個人情報の提供・移	転(委託や情報提供ネットワー	- クシステムを通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない			
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク						
特定個人情報の提供・移転 の記録	[記録を残している	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない			
具体的な方法	「利用目的」、「作成年月日」、「 ・媒体管理簿においては、管理	る支払調書データの電子媒体において 「移送日」、「移送先」、「担当者名」等を 里者が月に1回以上点検・確認を行って 年度始から1年間保存としている。	を記載している。			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている	<選択肢> 1)定めている	2) 定めていない			
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法		出に当たっては、セキュリティ確保のた が行える方法により郵送する。	め、データの暗号化及び搬送容器			
その他の措置の内容	_					
リスクへの対策は十分か	[十分である	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である			
リスク2: 不適切な方法で提	供・移転が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容	税務署への電子媒体での提出 の施錠を行い、郵便物の追跡が		- め、データの暗号化及び搬送容器			
リスクへの対策は十分か	[十分である	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である			
リスク3: 誤った情報を提供・	移転してしまうリスク、誤った相					
リスクに対する措置の内容	人で確認し、送付している。	:、かんぽ生命支払サービス部において と及び搬送容器の施錠を行い、開錠及				
リスクへの対策は十分か	[十分である	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である			
特定個人情報の提供・移転(き) する措置	委託や情報提供ネットワークシス	ステムを通じた提供を除く。)における	その他のリスク及びそのリスクに対			

6. 情報提供ネットワークシ	ノ人ナムとの技術		[0]接続しない(人手)	[〇]接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行っ	われるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	Γ	J	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれないプ	方法によって入手が行われるリスク	,		
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	Γ	J	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情	青報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[J	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[J	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われ	れるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[J	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供	共されるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[] 1	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供し	てしまうリスク、誤った相手に提供	してしま	うリスク	
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[J	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステム	との接続に伴うその他のリスク及び	びそのリ	スクに対する措置	

7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク <選択肢> 政府機関ではない 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない <選択肢> ①NISC政府機関統一基準群 十分に整備している 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している ②安全管理体制 [十分に整備している 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない <選択肢> ③安全管理規程 ④安全管理体制・規程の職 Γ 十分に周知している 1)特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3) 十分に周知していない <選択肢> 員への周知 十分に行っている [十分に行っている] へどがなり 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 【かんぽ総合情報システム(個人番号等管理マスタ)】、【かんぽ総合情報システム(保険金等の支払 1 ⑤物理的対策 データ)】 ・かんぽ生命情報管理センターでは、あらかじめ設置されている端末機又は持ち込みを許可された電子 |記録媒体を除き、機器等の持込みを禁止している。また、電子記録媒体については、電子記録媒体授 受簿により管理を行っている。 ・個人番号等管理マスタはセキュリティゲートを設けて入退室を行っている建物(かんぽ生命情報管理セ ンター)で管理している。また、入退室管理を行っている部屋に設置したメインフレームに個別のマスタ ファイルとして保管している。 ・インターネットと分離されており、不正アクセスやウイルスによって情報を抜き取られることはない。 ・支払調書データを作成しCD等の電子記録媒体に出力する際には情報管理センターにおいて暗号化 を施しており、電子媒体とパスワードについては、別々にかんぽ生命情報管理センターからかんぽ生命 支払サービス部へ送付される。 ・年金受取人から提出(郵送)された個人番号等届出書に基づき個人番号を入力する場合は、管理者等 から許可を取った上で入退室管理を行っているセキュリティを設けた部屋で行う。 ・支払調書データの複製を行う場合は、管理者等から許可を取った上で入退室管理を行っているセキュ リティを設けた部屋で行う。なお、複製を行えるパソコンのIDは担当者1名にのみ付与し、限定している。 また、複製を行う際には立会者を設けて行っている。 【入手経路による保管状況】 1. かんぽ生命支店等及び郵便局 ・個人番号は紙媒体で取得・保管を行わない。 ・端末機(CTM、JP-PC(3001、5001))は施錠された執務室内に設置されている。 端末機(JP-PC(3001,5001))は、ワイヤーチェーンによる施錠を施す。 ・端末機(CTM、JP-PC(3001、5001))に特定個人情報は保管しないよう社内規定に定め運用する措置を 取っている。 ・端末機(CTM、JP-PC(3001、5001))は、社員証または社員番号および社員個人が設定したパスワード を入力しなければ、ログインができない。 2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員 具体的な対策の内容 ・個人番号は紙媒体で取得・保管を行わない。 ・携帯端末機(PT4、PT5)は施錠された執務室内に保管し、ワイヤーチェーンによる施錠を施す。 ・携帯端末機(PT4)には特定個人情報を暗号化の上一時保管するが翌日には自動消去する。なお、携 帯端末機(PT5)は端末に特定個人情報は保管しない。 3. お客さまによる個人番号のオンライン申告 ・業務用携帯電話に特定個人情報は保管しない。 ・委託PF事業者のサーバに一時保管される個人番号のうちかんぽ総合情報システムへの登録が完了 したものは、かんぽ生命から送信する「削除対象番号を示すキー情報と削除指示」のファイルに基づ き、一時保管された日付の翌営業日中に消去する。 4. かんぽ生命支払サービス部 ・お客さまから返信を受けた個人番号等確認書類の写し及び実存(本人)確認書類の写しについては、 個人番号の入力確認後速やかに廃棄する。 ・端末機は社員証で入退室管理を行っている執務室内に設置し、ワイヤーチェーンによる施錠を施す。 ・端末機に特定個人情報は保管しない。 【支払調書データ(副本)(電子媒体)】 |施錠できるキャビネットに保管している。また、キャビネットの鍵は電子式のキーボックスにより、特定の 者のみ取り出せるよう管理を行っている。 【管理区域への持込機器の制限】 かんぽ生命支払サービス部のセキュリティルームには、あらかじめ設置されている端末機又は持ち込 みを許可された電子記録媒体を除き、機器等の持込みを禁止している。また、電子記録媒体について は、電子記録媒体授受簿により管理を行っている。 【端末機及び記憶媒体の廃棄と記録の保管】 不要となった端末機及び記憶媒体を廃棄する場合、データの読み出しができないように物理的に破壊 し、その記録を保管している。廃棄を委託する場合、データの読み出しができないように物理的に破壊

する場に職員は立ち合い、委託先からは廃棄証明書を提出させ、記録を保管している。

⑥技術的対策	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)+分に行っていない
⑥技術的対策 具体的な対策の内容	[十分に行っている] (基別股) (特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っている 4 日本 5 日本
	「 十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 2)十分に行っている 2)十分に行っている
	3) 十分に行っていない

機関に	3年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり		2) 発生なし	
	再発防止策の内容								
⑩死者	首の個人番号	[保管l	ている]	<選択肢> 1) 保管している		2) 保管していない	
	具体的な保管方法					人番号と分けて管理		「Ⅲ 特定個人情報ファ· :同様の管理を行う。	イルの
その他	也の措置の内容	準テま・と・て・をな情米のFIのデス管、務託た託認、報国のFISCはク	び 理機大 事す事 は は が 理機構臣 業 こ業、 、種 主認 は が るを よ理 は に は に は に に に に に に に に に に に に に	関の情報 見の情報 見の情報 見の情報 見の情報 にはる「際では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	キ施調強 はる集術おと定 ピシステムし達者 器、義対。関内 ーィデス構仕ラ でをを す部 ータスー	策のための統一技術における情報セキュースはける情報セキュー様書において、サフォーム事業者」で、サフォーム事業者」である。 はいる	所基準」の内 リティ対策 であることが 発管・消 去と、 ISO27017 「る保証」として を基とも はのという。	入札参加要件とされてい 要件を委託業務全体に	・ュリ いるこ 適用し DCC)
リスク	への対策は十分か	[十分	である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 3) 課題が残されて	いるいる	2) 十分である	

リスク	<mark>2: 特定個人情報が古</mark>	い情報のまま保管され続けるリスク
リスク	に対する措置の内容	【かんぽ総合情報システム(個人番号等管理マスタ)】 (別添1)の3つの入手経路により、個人番号の変更があった場合は、変更後の個人番号を登録する。 【入手経路による保管状況】 1. かんぽ生命支店等及び郵便局保険金等の支払請求等のために窓口に来られたお客さまに、個人番号の変更がないか確認を行い、変更があった場合は、変更後の個人番号の提示を受け、端末機(CTM、JP-PC(3001、5001))に個人番号を入力し、かんぽ総合情報システムの個人番号等管理マスタに登録する。 2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員保険金等の支払請求等の手続きのためにお客さま宅を訪問し、個人番号の変更がないか確認を行い、変更があった場合は、変更後の個人番号の提示を受け、携帯端末機(PT4、PT5)に個人番号を入力し、かんぽ総合情報システムの個人番号等管理マスタに登録する。 3. お客さまによる個人番号のオンライン申告1、2と同じ。また、簡易生命保険契約に係る契約者がマイページを介して、随時、登録時と同様の手法で変更後の個人番号の申告が可能。 4. かんぽ生命支払サービス部お客さまから個人番号等届出書の郵送回答を受けた個人番号を最新のものとして、端末機に個人番号を入力し、かんぽ総合情報システムの個人番号等管理マスタに登録する。
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク	3: 特定個人情報が消	去されずいつまでも存在するリスク
消去	手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	手順の内容	【かんぽ総合情報システム(個人番号等管理マスタ)】 税務における更正決定等の期間制限に鑑みて、支払調書データを税務署に提出した翌年度始から7年間保管し、保管期間経過後システム的に削除する。 【かんぽ総合情報システム(保険金等の支払データ)】 次回の保険金等の支払データ作成時に自動的に消去される。(最大1か月間保持) 【支払調書データ(副本)(電子媒体)】 ・支払調書の控えについては、媒体管理簿に記載された「保存期間」が経過したものについて、速やかに廃棄を行う。 ・電子記録媒体の廃棄方法は、管理者等が当該データが不用となった情報であること、媒体数等を確認し、物理的に復元不能な状態にして廃棄する。廃棄にあたっては事前に情報セキュリティ統括室に廃棄申請を行い、許可を受けた上で実施。廃棄後は電子記録媒体管理簿に廃棄の旨を記録している。 【委託PF事業者のサーバに一時保管される個人番号】・かんぽ総合情報システムへの登録が完了した個人番号データは、かんぽ生命から送信する「削除対象番号を示すキー情報と削除指示」のファイルに基づき、一時保管された日付の翌営業日中に消去する。
その他	也の措置の内容	_
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

個人情報等が漏えいした場合の対策として、機構は、独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指 針(平成16年9月14日付け総管情第85号)等に基づき策定した機構個人情報管理規程等を遵守して対応することとしている。

- ①総括保護管理者及び保護管理者への報告
- ②総務省等への報告
- ③報告書の作成
- ④再発防止策の策定

また、かんぽ生命において個人情報等が漏えいした場合には、機構はかんぽ生命からの報告に基づき上記対応を行うこととしてい

かんぽ生命において特定個人情報等が漏えいした場合は、以下の対応を行うこととしている。

- ① コンプライアンス統括部長及び情報セキュリティ統括室長への報告
- ② 事実関係の調査及び原因の究明
- ③ 影響を受ける可能性のある本人への連絡
- ④ 事実関係及び再発防止策等の公表の判断
- ⑤ 社内関係者への報告
- ⑥ 監督官庁等への報告 ⑦ 再発防止策の策定及び有効性の検証

Ⅳ その他のリスク対策※

I. 監査	(33 17 14)
D自己点検 	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
具体的なチェック方法	機構は、特定個人情報を取得すること及び提供を受けることはなく、また、特定個人情報ファイルも保有していないことから、自己点検は行えないため、かんぽ生命における自己点検の状況を以下に該述する。かんぽ生命支店等において、四半期ごとに、個人情報保護に係る項目(社外への情報漏えいの防状況、個人情報の残留点検簿の実施状況等)について、自己点検を実施している。かんぽ生命本社各部署には、コンプライアンス統括部(情報セキュリティ統括室)が年に1度、個人情報保護・情報セキュリティに係る項目(電子記録媒体管理簿及び授受簿による媒体の管理状況、残留点検の実施状況等)について、モニタリングを実施している。点検の結果、発見された事項は、当該多生拠点から発生原因、改善状況、再発防止策の報告を求め、情報セキュリティ統括室等でその内容確認及びフォローアップモニタリングを行っている。
 ②監査 	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
具体的な内容	年度当初に機構からかんぽ生命あて監督方針を通知し、委託先であるかんぽ生命及び再委託先である日本郵便を対象として、特定個人情報の取扱いを含めた委託業務の実施状況を監査するとともに、不適正事例が発生した場合には、その発生原因等を分析し、必要に応じて一層の再発防止策を講じるよう指導するなど、改善に向けた取組強化及び改善状況の検証を行う。また、必要な場合にはかんぽ生命の外部委託先に対しても機構が直接実地での監査を行うことがきるように措置している。かんぽ生命支店等及び郵便局に対して年度を通じて監査を行い、その監査結果を用いて、かんぽ命本社及び日本郵便本社への監査を行う。なお、監督方針には、重点確認項目として顧客情報の管理を設定している。かんぽ生命においては、内部監査部が、本社各部、エリア本部及び支店並びに、日本郵便の本社、支社及び郵便局を対象として、個人情報の管理方法等について定めた規程の遵守状況等について、定期的に監査を実施する。監査における指摘事項については、是正及び改善措置状況の定期的なフォローアップ時又は次回の監査時に改善状況を確認している。
2. 従業者に対する教育・	■
	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
具体的な方法	【かんぽ生命】 委託先であるかんぽ生命では、個人情報の適正な管理を行うため、個人情報保護・情報セキュリテマニュアル等を策定しており、そのマニュアル等に基づく年度計画により定期的に研修・点検等を実施している。また、全社員に周知しているコンプライアンス・ハンドブックにも顧客情報保護の項目を掲げ、日頃の研修・指導時に活用している。なお、情報漏えい等を行った場合、懲戒処分及び刑事罰の対象となることをマニュアル等に明記している。特定個人情報の取扱い、漏えい等発生時の対応等については、個人情報保護等に関する取扱規をび各取扱手続等に定め、研修等において教育・訓練を行っている。かんぽ生命においては、全社員を対象に実施している個人情報保護等を含むコンプライアンスに関するモング研修で、実施期間中に数回実施状況を管理者に連携し、管理者等から受講を促する方指導・周知を行い、受講率が100%になる取り組みを行っている。 【日本郵便】 再委託先である日本郵便では、個人情報の適正な管理を行うため、採用時の教育及び定期的な教育・訓練、個人データ管理責任者等への教育・訓練、個人データの安全管理に関する取扱規程に違した場合の懲戒処分の周知など社員に対し安全管理措置の周知徹底、教育及び訓練を行っている。特定個人情報の取扱い、漏えい等発生時の対応等については、個人情報保護等に関する取扱規及び各取扱手続等に定め、研修等において教育・訓練を行っている。 日本郵便においては、個人情報保護等を含むコンプライアンスに関する研修の欠席者に対して、別途、同様の研修を実施することとし、欠席者へのフォローアップを行っている。

3. その他のリスク対策

機構においては、特定個人情報の取扱いを含めた委託業務の実施状況を監査するとともに、不適正事例が発生した場合には、その発生原因等を分析し、必要に応じて一層の再発防止策を講じるよう指導するなど、改善に向けた取組強化及び改善状況の検証を行っている。その結果は担当の理事を議長、担当の部長を構成員とする管理業務推進会議において各種の課題・問題を分析、把握し、理事長に報告することとしている。

V 開示請求、問合せ

1. 犋	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
①請求先		〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-13-1 虎ノ門40MTビル3階 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構 総務部総務課 情報公開窓口 電話 03(5472)7101 ※郵送の場合の宛先についても同上				
②請3	求方法	指定様式(下記URLを参照)による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 (https://www.yuchokampo.go.jp/disclosure/index.html)				
	特記事項	機構ホームページ上に、請求先、請求方法、諸費用等について掲載する。				
③手	数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 開示請求手数料は法人文書(1契約ごと)ごとに300円。納付方法は「情 (手数料額、納付方法: 報公開窓口」で直接、現金で納付するか、郵送にて普通為替証書又は) 定額小為替証書で納付				
④個 <i>2</i> 表	人情報ファイル簿の公	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない				
	個人情報ファイル名	簡易保険契約原簿ファイル、債権差押命令ファイル、不祥事故関連ファイル				
	公表場所	機構ホームページ(下記URLを参照) (https://www.yuchokampo.go.jp/disclosure/file.html)				
⑤法~	令による特別の手続					
⑥個之不記載	人情報ファイル簿への は等	_				
2. 牦	肯定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ				
①連絡	格先 ————————————————————————————————————	〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-13-1 虎ノ門40MTビル3階 独立行政法人郵便貯金簡易生命管理・郵便局ネットワーク支援機構 総務部総務課 情報公開窓口 電話 03(5472)7101				
②対ル	芯方法	・開示請求に対する決定は、原則として30日以内に行われる。 ・開示は、文書等の閲覧、写しの交付により実施される。				

Ⅵ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年8月23日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意	見の聴取
①方法	評価実施機関ホームページ
②実施日・期間	令和6年8月23日から9月21日までの30日間
③期間を短縮する特段の理 由	期間短縮なし
④主な意見の内容	なし
⑤評価書への反映	_
3. 第三者点検	
①実施日	_
②方法	_
③結果	
4. 個人情報保護委員会の)承認 【行政機関等のみ】
①提出日	令和6年9月26日
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月21日	10 ての他のリヘン対象	かんぽ生命においては、内部監査部が、本社各部署及び支店並びに、日本郵便の本社、支社及び郵便局を対象として、個人情報の管理方法等について定めた規程の遵守状況等について、定期的に監査を実施する。監査における指摘事項については次回の監査時に改善状況を確認し、PDCAサイクルによる課題又は問題点の把握、改善に努める。	かんぽ生命においては、内部監査部が、本社各部署、エリア本部及び支店並びに、日本郵便の本社、支社及び郵便局を対象として、個人情報の管理方法等について定めた規程の遵守状況等について、定期的に監査を実施する。監査における指摘事項については、是正及び改善措置状況の定期的なフォローアップ時又は次回の監査時に改善状況を確認し、PDCAサイクルによる課題又は問題点の把握、改善に努める。	事後	取扱いの実態に即した記述に 修正したものです。
平成28年9月21日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担 当部署 ② 所属長	武田 政彦	岡田 正浩	事後	人事異動に伴うものです。
平成30年3月16日	町 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 ⑨ 過去3年以内に評価実施 機関において、個人情報に関 する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	1年ごとの見直しを行ったもの です。
平成30年3月16日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ① 自己点検	かんぽ生命支店において、四半期ごとに、個人情報保護に係る項目(社外への情報漏えいの防止状況、個人情報の残留点検簿の実施状況等)について、自己点検を実施する。かんぽ生命本社各部署には、コンプライアンス統括部(情報セキュリティ統括室)が年に1度、個人情報保護・情報セキュリティに係る項目(電子記録媒体管理簿及び授受簿による媒体の管理状況、残留点検の実施状況等)について、モニタリングを実施する。なお、特定個人情報の適正な管理を行うため、個人情報保護・情報セキュリティマニュアル等の規程類を改正する予定。	かんぽ生命支店において、四半期ごとに、個人情報保護に係る項目(社外への情報漏えいの防止状況、個人情報の残留点検簿の実施状況等)について、自己点検を実施している。 かんぽ生命本社各部署には、コンプライアンス統括部(情報セキュリティ統括室)が年に1度、個人情報保護・情報セキュリティに係る項目(電子記録媒体管理簿及び授受簿による媒体の管理状況、残留点検の実施状況等)について、モニタリングを実施している。	事後	取扱いの実態に即した記述に 修正したものです。 なお、規程類の改正は実施済 みのものです。
平成30年3月16日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ② 監査	なお、平成27年度監督方針には、重点確認項 目として顧客情報の管理を設定し、監査に当 たっている。	なお、平成29年度監督方針には、重点確認項目として顧客情報の管理を設 定し、監査に当たっている。	事後	1年ごとの見直しを行ったもの です。
平成30年3月16日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容	3. 外部委託先(かんぽ生命の委託先) ・年金支払中のお客さまから個人番号が記載された書類等のコピーを専用封筒により郵送回答を受け、外部委託先が端末機(インターネット機能やメール機能がない専用端末機)に個人番号を入力し、かんぽ総合情報システムの個人番号等管理マスタに登録する。なお、かんぽ生命支店及び郵便局、かんぽ生命支店渉外社員及び郵便局渉外社員、外部委託先(かんぽ生命の委託先)においては、端末機から登録された個人番号を照会できず、個人番号の取得状況のみ照会可能となっている。	3. かんぼ生命 支払部 ・年金支払中のお客さまから個人番号が記載された書類等のコピーを専用 封筒により郵送回答を受け、端末機(インターネット機能やメール機能がな い専用端末機)に個人番号を入力し、かんぽ総合情報システムの個人番号 等管理マスタに登録する。 なお、かんぽ生命支店及び郵便局、かんぽ生命支店渉外社員及び郵便 局渉外社員においては、端末機から登録された個人番号を照会できず、個 人番号の取得状況のみ照会可能となっている。	事後	平成30年1月から外部委託を かんぽ生命の取扱いに変更し たものです。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月16日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 【I. 個人番号を特定個人情報ファイルに登録する事務】	3. 外部委託先(かんぽ生命の委託先)	3. かんぽ生命 支払部 <説明図変更>	事後	平成30年1月から外部委託を かんぽ生命の取扱いに変更し たものです。
平成30年3月16日		さまから個人番号等届出書等の郵送回答を受ける。 ③外部委託先業者(かんぽ生命内駐在)が端末機(インターネット機能やメール機能がない専	(備考) 3. かんぽ生命 支払部 ①かんぽ生命支払部がお客さまから個人番号等届出書等の郵送回答を受ける。 ②かんぽ生命支払部が端末機(インターネット機能やメール機能がない専用端末機)から個人番号等管理マスタへ個人番号を登録する。 端末機とかんぽ総合情報システム間の通信については暗号化及びセキュアな通信を行っており、安全性が確保されている。	事後	平成30年1月から外部委託をかんぽ生命の取扱いに変更したものです。
平成30年3月16日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 【Ⅱ. 特定個人情報ファイルを 使用する事務】	外部委託	かんぽ生命 支払部 <説明図変更>	事後	平成30年1月から外部委託を かんぽ生命の取扱いに変更し たものです。
平成30年3月16日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 【Ⅱ.特定個人情報ファイルを 使用する事務】	(備考) (事務の流れ) ① 郵便局来局又は渉外社員の訪問により、保 険金等請求時にお客さま(保険契約者及び保 険金等受取人)から、個人番号カード等の提示 をうけ、個人番号を取得する。(外部委託業者 の場合は個人番号が記載された専用用紙の返 送を受ける。)	(備考) (事務の流れ) ① 郵便局来局又は渉外社員の訪問により、保険金等請求時にお客さま (保険契約者及び保険金等受取人)から、個人番号カード等の提示をうけ、 個人番号を取得する。(かんぽ生命支払部の場合は個人番号が記載された 専用用紙の返送を受ける。)	事後	平成30年1月から外部委託を かんぽ生命の取扱いに変更し たものです。
平成30年3月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ③入手の時期、頻度	【外部委託先(かんぽ生命の委託先)】 ・簡易生命保険契約に係る年金受取人から年金の支払に必要な証明書の提出(郵送)を受けた都度、個人番号、簡易生命保険契約に係る保険証書記号番号等、必要な個人情報を入手する。	【かんぽ生命支払部】 ・簡易生命保険契約に係る年金受取人から個人番号等届出書の提出(郵送)を受けた都度、個人番号、簡易生命保険契約に係る保険証書記号番号等、必要な個人情報を入手する。	事後	平成30年1月から外部委託を かんぽ生命の取扱いに変更し たものです。
平成30年3月16日	II 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ④入手に係る妥当性	【外部委託先(かんぽ生命の委託先)】 ・入手方法は、年金受取人から個人番号カード等の写しの送付を受けて、外部委託先業者が個人番号を端末機に入力する。 ・入手の時期・頻度は、各契約における年金支払年度の第1回年金支払日の前月に、個人番号等届出書を年金受取人あて送付し、年間通じて常時、年金受取人からの提出(郵送)を受け付ける。	【かんぽ生命支払部】 ・入手方法は、年金受取人から個人番号カード等の写しの送付を受けて、社員が個人番号を端末機に入力する。 ・入手の時期・頻度は、過去に送付した個人番号等届出書について年金受取人から随時提出(郵送)を受け付ける。	事後	平成30年1月から外部委託を かんぽ生命の取扱いに変更し たものです。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項1 ⑧再委託の許諾方法	は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、 再委託予定金額等及びその他機構が求める情報を記載した書面の提供を受け、委託先と再委	【その他】 ・委託先のかんぽ生命から再委託の許諾申請があった場合は、再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託 先に係る業務の履行能力、再委託予定金額等及びその他機構が求める情報を記載した書面の提供を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認した上で、再委託の承認を行う。	事後	平成30年1月から外部委託を かんぽ生命の取扱いに変更し たものです。
平成30年3月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 6. 特定個人情報の保管・消 去 ① 保管場所	3. 外部委託先(かんぽ生命の委託先)	3. かんぽ生命支払部	事後	平成30年1月から外部委託を かんぽ生命の取扱いに変更し たものです。
平成30年3月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 6. 特定個人情報の保管・消 去 ② 保管期間 その妥当性	3. 外部委託先(かんぽ生命の委託先)	3. かんぽ生命支払部	事後	平成30年1月から外部委託を かんぽ生命の取扱いに変更し たものです。
平成30年3月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手(情 報提供ネットワークシステムを 通じた入手を除く。) リスク1:目的外の入手が行わ れるリスク 対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	る除、個人番号寺庙出書及ひ返信用封同を同一学オスニとが前埋であることから 対象者以外	3. かんぽ生命支払部 年金の受取人に対し、現況届の案内を送付した際、個人番号等届出書及 び返信用封筒を同送していることが前提であることから、対象者以外の情報 を入手しないよう措置している。	事後	平成30年1月から外部委託を かんぽ生命の取扱いに変更し たものです。
平成30年3月16日	報提供ネットワークシステムを 通じた入手を除く。)	3. 外部委託先(かんぽ生命の委託先) 年金の受取人に対し現況届の案内を送付する際、個人番号等届出書及び返信用封筒を同封 し、年金受取人から個人番号等確認書類の写 し及び実存(本人)確認資料の写しの返送を受け、必要最小限の情報のみ入手することとして	3. かんぽ生命支払部 年金の受取人に対し現況届の案内を送付した際、個人番号等届出書及び 返信用封筒を同封しており、年金受取人から個人番号等確認書類の写し及 び実存(本人)確認資料の写しの返送を受け、必要最小限の情報のみ入手 することとして措置している。	事後	平成30年1月から外部委託を かんぽ生命の取扱いに変更し たものです。
平成30年3月16日	□ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手(情	3. 外部委託先(かんぽ生命の委託先)	3. かんぽ生命支払部	事後	平成30年1月から外部委託を かんぽ生命の取扱いに変更し たものです。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手(情 報提供ネットワークシステムを 通じた入手を除く。) リスク2:不適切な方法で入手 が行われるリスク リスクに対する措置の内容	3. 外部委託先(かんぽ生命の委託先)	3. かんぽ生命支払部	事後	平成30年1月から外部委託を かんぽ生命の取扱いに変更し たものです。
平成30年3月16日	リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	3. 外部委託先(かんぽ生命の委託先)	3. かんぽ生命支払部	事後	平成30年1月から外部委託を かんぽ生命の取扱いに変更し たものです。
平成30年3月16日	リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク個人番号の真正性確認の措置の内容	3. 外部委託先(かんぽ生命の委託先)	3. かんぽ生命支払部	事後	平成30年1月から外部委託を かんぽ生命の取扱いに変更し たものです。
平成30年3月16日	II 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを 通じた入手を除く。) リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	3. 外部委託先(かんぽ生命の委託先)	3. かんぽ生命支払部	事後	平成30年1月から外部委託を かんぽ生命の取扱いに変更し たものです。
平成30年3月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手(情	3. 外部委託先(かんぽ生命の委託先)	3. かんぽ生命支払部	事後	平成30年1月から外部委託を かんぽ生命の取扱いに変更し たものです。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3:従事者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	機構とかんぽ生命における委託契約書の中で、顧客の保険契約に係る情報については契約の遂行以外の目的に使用しない旨を約定しており、かんぽ生命の関連マニュアル等においても同様の明記を行って、社員への研修・指導の措置を講じている。また、かんぽ生命及び日本郵便への番号法施行に伴う対応に係る研修資料において、個景の目的外の利用禁止、複写及びメモの禁止等を明記して社員への周知・指導を徹底する。外部委託先においては、入退室管理が行える部屋において事務を行い、監視カメラを設置する。また、作業中は紙媒体を部屋に持ち込まない等の対応を行う。目的外の利用禁止等もいまの対応を行う。目的外の利用禁止等をいいるまた、作業中は紙媒体を部屋に持ち込までで表が、で変が、といている。また、作業である。また、作の対応を行う。目の検製を行う場合は、管理者等から許可を取った上で入退室管理を行っている。また、複製を行えるパソコンのIDは担当者1名にのみ付与し、限定している。また、複製を行う際には立会者を設けて行っている。	機構とかんぽ生命における委託契約書の中で、顧客の保険契約に係る情報については契約の遂行以外の目的に使用しない旨を約定しており、かんぼ生命の関連マニュアル等においても同様の明記を行って、社員への研修・指導の措置を講じている。また、かんぽ生命及び日本郵便への番号法施行に伴う対応に係る研修資料において、個人番号の目的外の利用禁止、複写及びメモの禁止等を明記して社員への周知・指導を徹底する。年金受取人から提出(郵送)された個人番号等届出書に基づき個人番号を入力する場合は、管理者等から許可を取った上で入退室管理を行っているセキュリティを設けた部屋で行う。支払調書データの複製を行う場合は、管理者等から許可を取った上で入退室管理を行っているセキュリティを設けた部屋で行う。なお、複製を行えるパソコンのIDは担当者1名にのみ付与し、限定している。また、複製を行う際には立会者を設けて行っている。	事後	平成30年1月から外部委託を かんぽ生命の取扱いに変更し たものです。
平成30年3月16日	4. 特定個人情報ノアイルの	【外部委託先(かんぽ生命の委託先)】 かんぽ生命と外部委託先との間において、特定個人情報ファイルの適切な取扱いについて、以下の事項を確保する。	【その他】 かんぽ生命と外部委託先との間において、再委託を行う場合には特定個人情報ファイルの適切な取扱いについて、以下の事項を確保する。	事後	平成30年1月から外部委託をかんぽ生命の取扱いに変更したものです。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1:特定個人情報の漏え い・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	【かんぽ総合情報システム(個人番号等管理マスタ)】、【かんぽ総合情報システム(保険金等の支払データ)】・個人番号等管理マスタはセキュリティゲートを設けて入退室を行っている建物(情報管理センター)で管理している。また、入退室管理を行っている部屋に設置したメインフレームに個別のマスタファイルとして保管している。・インターネットと分離されており、不正アクセスやウイルスによって情報を抜き取られることはない。・支払調書データを作成しCD等の電子記録媒体に出力する際には情報管理センターにおいて暗号化を施しており、電子媒体とパスワードについては、別々に情報管理センターから支払いで送付される。・支払調書データの複製を行う場合は、管理者等から許可を取った上で入場を行う。なお、管理者等から許可を設けた部屋で行う。なお、を世界とで入り、といるでは、別々には担当者1名にのみ付与し、限定している。また、複製を行う際には立会者を設けて行っている。	【かんぽ総合情報システム(個人番号等管理マスタ)】、【かんぽ総合情報システム(保険金等の支払データ)】 ・個人番号等管理マスタはセキュリティゲートを設けて入退室を行っている建物(情報管理センター)で管理している。また、入退室管理を行っている部屋に設置したメインフレームに個別のマスタファイルとして保管している。・インターネットと分離されており、不正アクセスやウイルスによって情報を抜き取られることはない。・支払調書データを作成しCD等の電子記録媒体に出力する際には情報管理センターにおいて暗号化を施しており、電子媒体とパスワードについては、別々に情報管理センターから支払部へ送付される。・年金受取人から提出(郵送)された個人番号等届出書に基づき個人番号を入力する場合は、管理者等から許可を取った上で入退室管理を行っているセキュリティを設けた部屋で行う。なお、複製を行えるパソコンのIDは担当者1名にのみ付与し、限定している。また、複製を行う際には立会者を設けて行っている。	事後	平成30年1月から外部委託を かんぽ生命の取扱いに変更し たものです。
平成30年3月16日	対策 7. 特定個人情報の保管・消	【入手経路による保管状況】 3. 外部委託先(かんぽ生命の委託先) ・お客さまから返信を受けた個人番号等確認書類の写し及び実存(本人)確認書類の写しについては、個人番号の入力確認後速やかに廃棄する。 ・端末機は入館証及び社員証で入退室管理を行っている執務室内に設置し、ワイヤーチェーンによる施錠を施す。 ・端末機に特定個人情報は保管しない。	【入手経路による保管状況】 3.かんぽ生命支払部 ・お客さまから返信を受けた個人番号等確認書類の写し及び実存(本人)確認書類の写しについては、個人番号の入力確認後速やかに廃棄する。 ・端末機は社員証で入退室管理を行っている執務室内に設置し、ワイヤー チェーンによる施錠を施す。 ・端末機に特定個人情報は保管しない。	事後	平成30年1月から外部委託を かんぽ生命の取扱いに変更し たものです。
平成30年3月16日	リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	【入手経路による保管状況】 3. 外部委託先(かんぽ生命の委託先)	【入手経路による保管状況】 3. かんぽ生命支払部	事後	平成30年1月から外部委託を かんぽ生命の取扱いに変更し たものです。
平成30年3月16日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク2: 特定個人情報が古い 情報のまま保管され続けるリ スク リスクに対する措置の内容	【入手経路による保管状況】 3. 外部委託先(かんぽ生命の委託先)	【入手経路による保管状況】 3. かんぽ生命支払部	事後	平成30年1月から外部委託を かんぽ生命の取扱いに変更し たものです。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月16日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	【外部委託先(かんぽ生命の委託先)】	(削除)	事後	平成30年1月から外部委託を かんぽ生命の取扱いに変更し たものです。
令和1年6月20日	表紙 個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、(以下省略)	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構は、(以下省略)	事後	平成31年4月の当機構の名 称変更に伴うものです。
令和1年6月20日	表紙 個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言 特記事項	簡易生命保険契約に係る管理業務については、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が監督・指導等の責任を負いつつ、郵政民営化法等の定めにより株式会社かんぽ生命保険が当機構の委託を受けて行うこととされており、簡易生命保険契約の管理業務に関するシステムや特定個人情報ファイルを取り扱う全ての事務を行う同社も同様の措置を講じることとする。	簡易生命保険契約に係る管理業務については、独立行政法人郵便貯金 簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構が監督・指導等の責任を 負いつつ、郵政民営化法等の定めにより株式会社かんぽ生命保険が当機 構の委託を受けて行うこととされており、簡易生命保険契約の管理業務に 関するシステムや特定個人情報ファイルを取り扱う全ての事務を行う同社も 同様の措置を講じることとする。	事後	平成31年4月の当機構の名 称変更に伴うものです。
令和1年6月20日	表紙 評価実施機関名	独立行政法人郵便貯金·簡易生命保険管理機 構	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	事後	平成31年4月の当機構の名 称変更に伴うものです。
令和1年6月20日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ② 事務の内容	簡易生命保険は、「国民に、簡易に利用できる 生命保険を、確実な経営により、なるべく安い保 険料で提供し、もって国民の経済生活の安定を 図り、その福祉を増進すること」を目的として(簡 易生命保険法[昭和24年法律第68号]第1 条)、国が、憲法第25条第2項の規定に鑑み、 社会福祉の向上及び増進の方策として事業を 行うものとして制度化されたものである。 簡易生命保険契約については、日本郵政公 社(以下「公社」という。)の解散に際し、郵政民 営化法(平成17年法律第97号)第163条第3 項の認可を受けた実施計画の定めにより簡易 生命保険契約に係る公社の権利及び義務を独 立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構 (以下「機構」という。)が承継し(同実施計画2 (2)③口(イ))、(以下省略)	簡易生命保険は、「国民に、簡易に利用できる生命保険を、確実な経営により、なるべく安い保険料で提供し、もって国民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進すること」を目的として(簡易生命保険法[昭和24年法律第68号]第1条)、国が、憲法第25条第2項の規定に鑑み、社会福祉の向上及び増進の方策として事業を行うものとして制度化されたものである。簡易生命保険契約については、日本郵政公社(以下「公社」という。)の解散に際し、郵政民営化法(平成17年法律第97号)第163条第3項の認可を受けた実施計画の定めにより簡易生命保険契約に係る公社の権利及び義務を独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構(以下「機構」という。)が承継し(同実施計画2(2)③ロ(イ))、(以下省略)	事後	平成31年4月の当機構の名 称変更に伴うものです。
令和1年6月20日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担 当部署 ① 部署	独立行政法人郵便貯金·簡易生命保険管理機 構保険部業務課	保険部業務課	事後	平成31年4月の当機構の名 称変更に伴うものです。
令和1年6月20日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担 当部署 ② 所属長の役職名	保険部業務課長 岡田 正浩	保険部業務課長	事後	評価書記載事項の変更に伴うものです。
令和1年6月20日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 【Ⅱ.特定個人情報ファイルを 使用する事務】	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	機構 <説明図変更>	事後	平成31年4月の当機構の名 称変更に伴うものです。
令和1年6月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 2. 基本情報 ⑥ 事務担当部署	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機 構保険部業務課(委託先:株式会社かんぽ生 命保険事務企画部、支払部)	保険部業務課(委託先:かんぽ生命事務企画部、支払部)	事後	平成31年4月の当機構の名 称変更に伴うものです。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 3.特定個人情報の入手・使 用 ⑦ 使用の主体 使用部署	かんぽ生命保険支払部	かんぽ生命支払部	事後	記述の見直しに伴うものです。
令和1年6月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 ⑥ 委託先名	株式会社かんぽ生命保険	かんぽ生命	事後	記述の見直しに伴うものです。
令和1年6月20日	ク 特定個人情報の保管・消去に	②最高情報セキュリティ責任者及び統括情報セキュリティ責任者への報告	報でキュリティ対策に楽して規定した機構情報でキュリティ管理規模等を遵守して対応することとしている。 ①情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ管理者への報告 ②是宣標報セキュリティ素な表別が統任情報セキュリティ素な表の。初生	事後	平成31年4月の当機構の名 称変更に伴うものです。
令和1年6月20日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ② 監査	を講じるよう指導するなど、改善に向けた取組強化及び改善状況の検証を行う。 年度の上期・下期をサイクルとして、支店、支社及び郵便局に実地監査を行い、その監査結果を用いて、かんぼ生命本社及び日本郵便本社への監査を行う。 なお、平成29年度監督方針には、重点確認項目として顧客情報の管理を設定し、監査に当たっている。 かんぽ生命においては、内部監査部が、本社各部、エリア本部及び支店並びに、日本郵便の本社、支社及び郵便局を対象として、個人情報	年度の上期・下期をサイクルとして、支店、支社及び郵便局に実地監査を 行い、その監査結果を用いて、かんぽ生命本社及び日本郵便本社への監 査を行う。	事後	取扱いの実態に即した記述に 修正したものです。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月20日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 ① 請求先	〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-13-1 虎ノ門40MTビル3 階 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機 構 総務部総務課 情報公開窓口 電話 03(5472)7101 ※郵送の場合の宛先についても同上	〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-13-1 虎ノ門40MTビル3階 郵政管理・支援機構 総務部総務課 情報公開窓口 電話 03(5472)7101 ※郵送の場合の宛先についても同上	事後	平成31年4月の当機構の名 称変更に伴うものです。
令和1年6月20日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 ② 請求方法	指定様式(下記URLを参照)による書面の提出 により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 (http://www.yuchokampo.go.jp/disclosure/inde x.html)	指定様式(下記URLを参照)による書面の提出により開示・訂正・利用停止 請求を受け付ける。 (https://www.yuchokampo.go.jp/disclosure/index.html)	事後	当機構ホームページの常時T LS化によるものです。
令和1年6月20日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 ④ 個人情報ファイル簿の公 表 公表場所	機構ホームページ(下記URLを参照) (http://www.yuchokampo.go.jp/disclosure/file. html)	機構ホームページ(下記URLを参照) (https://www.yuchokampo.go.jp/disclosure/file.html)	事後	当機構ホームページの常時T LS化によるものです。
令和1年6月20日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ ① 連絡先	〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-13-1 虎ノ門40MTビル3 階 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機 構 総務部総務課 情報公開窓口 電話 03(5472)7101	〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-13-1 虎ノ門40MTビル3階 郵政管理・支援機構 総務部総務課 情報公開窓口 電話 03(5472)7101	事後	平成31年4月の当機構の名 称変更に伴うものです。
令和1年6月20日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の 聴取 ① 方法	郵便貯金・簡易生命保険管理機構ホームページ	評価実施機関ホームページ	事後	平成31年4月の当機構の名 称変更に伴うものです。
令和2年11月6日	11.1 145つ 里 ※	【I. 個人番号を特定個人情報ファイルに登録する事務】 1. かんぽ生命支店及び郵便局 ・かんぽ生命支店及び郵便局において保険金等の支払請求をされたお客さまから個人番号の提示を受け、郵便局員等が端末機(インターネット機能やメール機能がない専用端末機)に個人番号を入力し、かんぽ総合情報システムの個人番号等管理マスタに登録する。 2. かんぽ生命支店渉外社員及び郵便局渉外社員・お客さま宅等において保険金等の支払請求をされたお客さまから個人番号の提示を受け、郵便局渉外社員等が携帯端末機(インターネット機能やメール機能がない専用端末機)に個人番号を入力し、かんぽ総合情報システムの個人番号等管理マスタに登録する。	【 I. 個人番号を特定個人情報ファイルに登録する事務】 1. かんぽ生命支店等及び郵便局 ・かんぽ生命支店及び本社法人営業開発部(以下「支店等」という。)並びに 郵便局において保険金等の支払請求等をされたお客さまから個人番号の 提示を受け、郵便局員等が端末機(インターネット機能やメール機能がない 専用端末機)に個人番号を入力し、かんぽ総合情報システムの個人番号等 管理マスタに登録する。 2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局渉外社員 ・お客さま宅等において保険金等の支払請求等をされたお客さまから個人 番号の提示を受け、郵便局渉外社員等が携帯端末機(インターネット機能 やメール機能がない専用端末機)に個人番号を入力し、かんぽ総合情報システムの個人番号等管理マスタに登録する。	事後	5年経過前の評価書の見直しに伴う修正です。(委託先での組織改正等を踏まえた記述の見直し)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月6日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 【I.個人番号を特定個人情報ファイルに登録する事務】	(備考) 1. かんぽ生命支店及び郵便局 (略) 2. かんぽ生命支店渉外社員及び郵便局渉外 社員 (略)	(備考) 1. かんぽ生命支店等及び郵便局 (略) 2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局渉外社員 (略)	事後	5年経過前の評価書の見直しに伴う修正です。(委託先での組織改正等を踏まえた記述の見直し)
令和2年11月6日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 【Ⅱ. 特定個人情報ファイルを 使用する事務】		① 郵便局等来局又は渉外社員の訪問により、保険金等支払請求時等に お客さま(保険契約者及び保険金等受取人)から、個人番号カード等の提示 をうけ、個人番号を取得する。(かんぽ生命支払部の場合は個人番号が記	事後	5年経過前の評価書の見直し に伴う修正です。(記述の見直 し)
令和2年11月6日	Ⅱ ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ③入手の時期・頻度	【かんぽ生命支店及び郵便局】、【かんぽ生命 支店渉外社員及び郵便局渉外社員】 ・本人等から簡易生命保険契約に係る保険金 等の支払請求を受けた都度、個人番号、簡易 生命保険契約に係る保険証書記号番号等、必 要な個人情報を入手する。	【かんぽ生命支店等及び郵便局】、【かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局渉外社員】 ・本人等から簡易生命保険契約に係る保険金等の支払請求等を受けた都度、個人番号、簡易生命保険契約に係る保険証書記号番号等、必要な個人情報を入手する。	事後	5年経過前の評価書の見直し に伴う修正です。(委託先での 組織改正等を踏まえた記述の 見直し)
令和2年11月6日	Ⅲ ファイルの概要3. 特定個人情報の入手・使用④入手に係る妥当性	【かんぽ生命支店及び郵便局】、【かんぽ生命 支店渉外社員及び郵便局渉外社員】	【かんぽ生命支店等及び郵便局】、【かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便 局渉外社員】	事後	5年経過前の評価書の見直し に伴う修正です。(委託先での 組織改正等を踏まえた記述の 見直し)
令和2年11月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 6. 特定個人情報の保管・消 去 ① 保管場所	【入手経路による保管状況】 1. かんぽ生命支店及び郵便局 (略) 2. かんぽ生命支店渉外社員及び郵便局渉外 社員 (略)	【入手経路による保管状況】 1. かんぽ生命支店等及び郵便局 (略) 2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局渉外社員 (略)	事後	5年経過前の評価書の見直しに伴う修正です。(委託先での組織改正等を踏まえた記述の見直し)
令和2年11月6日	II 特定個人情報ファイルの 概要 6. 特定個人情報の保管・消 去 ② 保管期間 その妥当性	【入手経路による保管状況】 1. かんぽ生命支店及び郵便局 (略) 2. かんぽ生命支店渉外社員及び郵便局渉外 社員 (略)	【入手経路による保管状況】 1. かんぽ生命支店等及び郵便局 (略) 2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局渉外社員 (略)	事後	5年経過前の評価書の見直しに伴う修正です。(委託先での組織改正等を踏まえた記述の見直し)
令和2年11月6日	対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ないトワークシステムを	【入手経路による措置状況】 1. かんぽ生命支店及び郵便局保険契約の取扱いにおいて、保険金等支払請求の際、請求人が正当な権利を有している者であることの確認を行うことが前提であることから、対象者以外の情報を入手しないよう措置している。 2. かんぽ生命支店渉外社員及び郵便局渉外社員1と同様	【入手経路による措置状況】 1. かんぽ生命支店等及び郵便局 保険契約の取扱いにおいて、保険金等支払請求等の際、請求人が正当な権利を有している者であることの確認を行うことが前提であることから、対象者以外の情報を入手しないよう措置している。 2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局渉外社員 1と同様	事後	5年経過前の評価書の見直し に伴う修正です。(委託先での 組織改正等を踏まえた記述の 見直し)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	報提供ネットワークシステムを 通じた入手を除く。) リスク1:目的外の入手が行わ れるリスク	【入手経路による保管状況】 1. かんぽ生命支店及び郵便局(略) 2. かんぽ生命支店渉外社員及び郵便局渉外社員	【入手経路による保管状況】 1. かんぽ生命支店等及び郵便局 (略) 2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局渉外社員 (略)	事後	5年経過前の評価書の見直し に伴う修正です。(委託先での 組織改正等を踏まえた記述の 見直し)
令和2年11月6日	町 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを 通じた入手を除く。) リスク1:目的外の入手が行われるリスク その他の措置の内容	1. かんぽ生命支店及び郵便局 (略) 2. かんぽ生命支店渉外社員及び郵便局渉外	【入手経路による保管状況】 1. かんぽ生命支店等及び郵便局 (略) 2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局渉外社員 (略)	事後	5年経過前の評価書の見直し に伴う修正です。(委託先での 組織改正等を踏まえた記述の 見直し)
令和2年11月6日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを 通じた入手を除く。) リスク2:不適切な方法で入手 が行われるリスク リスクに対する措置の内容	1. かんぽ生命支店及び郵便局 (略) 2. かんぽ生命支店渉外社員及び郵便局渉外	【入手経路による保管状況】 1. かんぽ生命支店等及び郵便局 (略) 2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局渉外社員 (略)	事後	5年経過前の評価書の見直しに伴う修正です。(委託先での組織改正等を踏まえた記述の見直し)
令和2年11月6日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを 通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置 の内容	【入手経路による保管状況】 1. かんぽ生命支店及び郵便局(略) 2. かんぽ生命支店渉外社員及び郵便局渉外社員	【入手経路による保管状況】 1. かんぽ生命支店等及び郵便局 (略) 2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局渉外社員 (略)	事後	5年経過前の評価書の見直し に伴う修正です。(委託先での 組織改正等を踏まえた記述の 見直し)
令和2年11月6日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを 通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	【入手経路による保管状況】 1. かんぽ生命支店及び郵便局 (略) 2. かんぽ生命支店渉外社員及び郵便局渉外 社員 (略)	【入手経路による保管状況】 1. かんぽ生命支店等及び郵便局 (略) 2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局渉外社員 (略)	事後	5年経過前の評価書の見直し に伴う修正です。(委託先での 組織改正等を踏まえた記述の 見直し)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月6日	取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク特定個人情報の正確性確保	【入手経路による措置状況】 1. かんぽ生命支店及び郵便局保険契約の取扱いにおいて、保険金等支払請求の際、請求人が正当な権利を有している者であることの確認を行うことが前提であることから、特定個人情報の正確性について確保されている。 2. かんぽ生命支店渉外社員及び郵便局渉外社員	保険契約の取扱いにおいて、保険金寺文仏請水寺の際、請水人か止当な 接到を右している考であることの確認を行うことが前埋であることかに 特定	事後	5年経過前の評価書の見直し に伴う修正です。(委託先での 組織改正等を踏まえた記述の 見直し)
令和2年11月6日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを 通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人 情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	 かんぽ生命支店及び郵便局 (略) かんぽ生命支店渉外社員及び郵便局渉外 社員 	【入手経路による保管状況】 1. かんぽ生命支店等及び郵便局 (略) 2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局渉外社員 (略)	事後	5年経過前の評価書の見直しに伴う修正です。(委託先での組織改正等を踏まえた記述の見直し)
令和2年11月6日		個人番号等管理マスタにアクセスした記録については、ジャーナルに出力されることから、 ジャーナル監査により不正なアクセス等がない か確認する。	個人番号等管理マスタにアクセスした記録については、ジャーナルに出力されることから、ジャーナル監査により不正なアクセス等がないか確認するとともに、必要に応じてジャーナルを分析する。	事後	5年経過前の評価書の見直し に伴う修正です。(記載の充実 の観点からの記述の見直し)
令和2年11月6日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4:特定個人情報ファイ ルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	・個人番号等管理マスタに関するアクセス権については、ユーザIDが払い出され、辞令簿により指定を受けた者のみ有しており、特定個人情報等の取扱いに関する留意事項等について、定開発担当者のファイルアクセスは不可としているため複製は不可能。 ・かんぽ総合情報システムはインターネットと分離されており、不正アクセスやウイルスによって情報を抜き取られることはない。	・個人番号等管理マスタに関するアクセス権については、ユーザIDが払い出され、辞令簿により指定を受けた者のみ有しており、特定個人情報等の取扱いに関する留意事項等について、定期的な研修等を行う。 ・開発担当者のファイルアクセスは不可としているため複製は不可能。 ・かんぽ総合情報システムはインターネットと分離されており、不正アクセスやウイルスによって情報を抜き取られることはない。また、電子媒体作成時においても暗号化を施しており、使用部署に限り郵送している。 ・携帯端末機については、USBポートがあるが、電子記録媒体への書き込みができないようシステムで制限をかけている。 ・業務端末機はインターネット経由でかんぽ総合情報システムに接続していないため、盗難、紛失、詐取された場合でもかんぽ総合情報システムには接続は出来ない仕組みとなっている。 ・携帯端末機については複数の要素(IDカードとPW、IDカードと指紋)によるログイン承認を行っており、ログインできなければ、かんぽ総合情報システムへ接続できない。また、携帯端末機の通信不可とすることも可能で、通信を不可とすればかんぽ総合情報システムへ接続できない。	事後	5年経過前の評価書の見直し に伴う修正です。(記載の充実 の観点からの記述の見直し)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月6日	取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	機構とかんぽ生命における委託契約書の中で、「守秘義務」及び「顧客情報の管理」等に関する事項を約定し、機構はかんぽ生命に対して、簡易生命保険管理業務の実施を適正かつ円滑に行うことを目的として、「個人情報保護管理体制」を確認できるよう関連規程類等の提出を求め、必要な措置が講じられていることを確認している。かんぽ生命は、個人データの安全管理を図るための内部管理体制として、会社全体の個人情報の保護に関する事務を統括する個人情報保護統括責任者のほか、各部署に個人情報の保護に関する事務を管理する者を配置し、個人情報の適切な保護と取り扱いを行っている。	の管理」等に関する事項を利定し、機構はかんは生命に対して、間易生命 保険管理業務の実施を適正かつ円滑に行うことを目的として、「個人情報保護管理体制」を確認できるよう関連規程類等の提出を求め、必要な措置が 講じられていることを確認している。 また、これらの特別について、季紅生であるかく、ぼ生命及び軍季紅生で	事後	5年経過前の評価書の見直しに伴う修正です。(記載の充実の観点からの記述の見直し)
令和2年11月6日	対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール	なった情報であること、媒体数等を確認し、物理	【支払調書データ(副本)(電子媒体)】 ・媒体管理簿に記載された「保存期間」が経過したものについて、速やかに 廃棄を行う。 ・電子記録媒体の廃棄方法は、管理者等が当該データが不用となった情報 であること、媒体数等を確認し、物理的に復元不能な状態にして廃棄する。 廃棄にあたっては事前に情報セキュリティ統括室に廃棄申請を行い、許可 を受けた上で実施。廃棄後は電子記録媒体管理簿に廃棄の旨を記録して いる。	事後	5年経過前の評価書の見直しに伴う修正です。(記載の充実の観点からの記述の見直し)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月6日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消	マスタンアイルとして保管している。 (以下略) 「3 毛級政ニトス保管性识】	【かんぽ総合情報システム(個人番号等管理マスタ)】、【かんぽ総合情報システム(保険金等の支払データ)】 ・情報管理センターでは、あらかじめ設置されている端末機又は持ち込みを許可された電子記録媒体を除き、機器等の持込みを禁止している。また、電子記録媒体については、電子記録媒体授受簿により管理を行っている。・個人番号等管理マスタはセキュリティゲートを設けて入退室を行っている建物(情報管理センター)で管理している。また、入退室管理を行っている部屋に設置したメインフレームに個別のマスタファイルとして保管している。(以下略) 【入手経路による保管状況】 1. かんぽ生命支店等及び郵便局(略) 【支払調書データ(副本)(電子媒体)】(略) 【支払調書データ(副本)(電子媒体)】 (略) 【管理区域への持込機器の制限】 支払部のセキュリティルームには、あらかじめ設置されている端末機又は持ち込みを許可された電子記録媒体を除き、機器等の持込みを禁止している。また、電子記録媒体については、電子記録媒体授受簿により管理を行っている。 「端末機及び記憶媒体の廃棄と記録の保管】 不要となった端末機及び記憶媒体を廃棄する場合、データの読み出しができないように物理的に破壊し、その記録を保管している。廃棄を委託する場合、データの読み出しができないように物理的に破壊し、その記録を保管している。廃棄を委託する場合、データの読み出しができないように物理的に破壊する場に職員は立ち合い、委託先からは廃棄証明書を提出させ、記録を保管している。	事後	5年経過前の評価書の見直しに伴う修正です。(委託先での組織改正等を踏まえた記述の見直し及び記載の充実の観点からの記述の見直し)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月6日		【かんぽ総合情報システム(個人番号等管理マスタ)】(略) 【入手経路による保管状況】 1. かんぽ生命支店及び郵便局(略) 2. かんぽ生命支店渉外社員及び郵便局渉外社員(略) ・万が一携帯端末機を亡失した場合であっても、遠隔消去処理(既存機能)により、携帯端末機に保存されているデータの消去が可能である。 3 かんぽ生命支払部(略) 【税務署に関する対応】(略)	【かんぽ総合情報システム(個人番号等管理マスタ)】 (略) 【入手経路による保管状況】 1. かんぽ生命支店等及び郵便局 (略) 2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局渉外社員 (略) ・方が一携帯端末機を亡失した場合であっても、遠隔消去処理(既存機能)により、携帯端末機に保存されているデータの消去が可能である。・盗難等のリスク対策として、携帯端末機内のデータは暗号化を行っている。また、遠隔消去については、携帯端末機の電源が切れている場合、電源を入れた際に携帯端末機内のデータを自動消去することに加え、遠隔消去管理サーバと携帯端末機の通信不可の状態が7日以上経過している場合も、携帯端末機内のデータは自動消去される。 3 かんぽ生命支払部(略) 【税務署に関する対応】(略)	事後	5年経過前の評価書の見直し に伴う修正です。(委託先での 組織改正等を踏まえた記述の 見直し及び記載の充実の観 点からの記述の見直し)
令和2年11月6日	取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定個人情報が古い	【入手経路による保管状況】 1. かんぼ生命支店及び郵便局 保険金等の支払請求のために窓口に来られたお客さまに、個人番号の変更がないか確認を行い、変更があった場合は、変更後の個人番号で見示を受け、端末機に個人番号を等管理マスタに登録する。 2. かんぽ生命支店渉外社員及び郵便局渉外社員 保険金の支払請求等の手続きのためにお客さま宅を訪問し、個人番号の変更後の個人番号の提示を受け、携帯端末機に個人番号を入力し、かんぽ総合情報システムの個人番号等管理マスタに登録する。	【入手経路による保管状況】 1. かんぽ生命支店等及び郵便局保険金等の支払請求等のために窓口に来られたお客さまに、個人番号の変更がないか確認を行い、変更があった場合は、変更後の個人番号の提示を受け、端末機に個人番号を入力し、かんぽ総合情報システムの個人番号等管理マスタに登録する。 2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局渉外社員保険金等の支払請求等の手続きのためにお客さま宅を訪問し、個人番号の変更がないか確認を行い、変更があった場合は、変更後の個人番号の提示を受け、携帯端末機に個人番号を入力し、かんぽ総合情報システムの個人番号等管理マスタに登録する。	事後	5年経過前の評価書の見直し に伴う修正です。(委託先での 組織改正等を踏まえた記述の 見直し)
令和2年11月6日	対束 7. 特定個人情報の保管・消 ±	【支払調書データ(副本)(電子媒体)】 ・支払調書の控えについては、媒体管理簿に記載された「保存期間」が経過したものについて、速やかに廃棄を行う。 ・廃棄方法は、管理者等が当該データが不用となった情報であること、媒体数等を確認し、物理的に復元不能な状態にして廃棄する。	【支払調書データ(副本)(電子媒体)】 ・支払調書の控えについては、媒体管理簿に記載された「保存期間」が経過したものについて、速やかに廃棄を行う。 ・電子記録媒体の廃棄方法は、管理者等が当該データが不用となった情報であること、媒体数等を確認し、物理的に復元不能な状態にして廃棄する。廃棄にあたっては事前に情報セキュリティ統括室に廃棄申請を行い、許可を受けた上で実施。廃棄後は電子記録媒体管理簿に廃棄の旨を記録している。	事後	5年経過前の評価書の見直し に伴う修正です。(記載の充実 の観点からの記述の見直し)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月6日	取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去に	個人情報等が漏えいした場合の対策として、機構は、政府機関における情報セキュリティ対策に準じて規定した機構情報セキュリティ管理規程等を遵守して対応することとしている。 ①情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ管理者への報告 ②最高情報セキュリティ責任者及び統括情報セキュリティ責任者への報告 ③総務省等への報告 ④報告書の作成 ⑤再発防止策の策定また、かんぽ生命において個人情報等が漏えいした場合には、機構はかんぽ生命からの報告に基づき上記対応を行うこととしている。	①総括保護管理者及び保護管理者への報告 ②総務省等への報告 ③報告書の作成	事後	5年経過前の評価書の見直しに伴う修正です。(機構の規程改正を踏まえた記述の見直し及び記載の充実の観点からの記述の見直し)
令和2年11月6日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ① 自己点検	ルも保有していないことから、自己点検は行えないため、かんぽ生命における自己点検の状況を以下に記述する。かんぽ生命支店において、四半期ごとに、個人情報保護に係る項目(社外への情報漏えいの防止状況、個人情報の残留点検簿の実施状況等)について、自己点検を実施している。かんぽ生命本社各部署には、コンプライアンス統括部(情報セキュリティ統括室)が年に1度、個人情報保護・情報セキュリティに係る項目(電子記録媒体管理簿及び授受簿による媒体	機構は、特定個人情報を取得すること及び提供を受けることはなく、また、特定個人情報ファイルも保有していないことから、自己点検は行えないため、かんぽ生命においる。自己点検の状況を以下に記述する。かんぽ生命支店等において、四半期ごとに、個人情報保護に係る項目(社外への情報漏えいの防止状況、個人情報の残留点検簿の実施状況等)について、自己点検を実施している。かんぽ生命本社各部署には、コンプライアンス統括部(情報セキュリティ統括室)が年に1度、個人情報保護・情報セキュリティに係る項目(電子記録媒体管理簿及び授受簿による媒体の管理状況、残留点検の実施状況等)について、モニタリングを実施している。点検の結果、発見された事項は、当該発生拠点から発生原因、改善状況、再発防止策の報告を求め、情報セキュリティ統括室等でその内容の確認及びフォローアップモニタリングを行っている。	事後	5年経過前の評価書の見直し に伴う修正です。(委託先での 組織改正等を踏まえた記述の 見直し及び記載の充実の観 点からの記述の見直し)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月6日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ② 監査	年度当初に機構からかんぽ生命あて監督方針を通知し、監督方針に基づき、委託先であるかんぽ生命本社及び支店並びに、再委託先である日本郵便本社、支社及び郵便局を対象として、委託業務の実施状況を監査するとともに、不適正事例が発生した場合には、その発生原因等を分析し、必要に応じて一層の再発防止組強化及び改善状況の検証を行う。 年度の上期・下期をサイクルとして、支店、支社及び郵便局に実地監査を行い、その監査を分析し、必要に応じて一層の再発防止組強化及び改善状況の検証を行う。 年度の上期・下期をサイクルとして、支店、支社及び郵便局に実地監査を行い、その監査を用いて、かんぽ生命本社及び日本郵便局を対象として、監督方針には、東直確認項目として、監督情報の管理を設定し、監査に当たっている。 かんぽ生命においては、内部監査の事業が、本便の本社、支社及び郵便局を対象として、過費報の管理方法等について定めた規程の適会監査について、定期的に監査を実施する。監善措置状況の定期的なフォローアップ時又は次回の監査時に改善状況を確認している。	場合には、その発生原因等を分析し、必要に応じて一層の再発的正東を講じるよう指導するなど、改善に向けた取組強化及び改善状況の検証を行う。また、必要な場合にはかんぼ生命の外部委託先に対しても機構が直接実地での監査を行うことができるように措置している。かんぼ生命支店等及び郵便局に対して年度を通じて監査を行い、その監査結果を用いて、かんぼ生命本社及び日本郵便本社への監査を行う。なお、監督方針には、重点確認項目として顧客情報の管理を設定している。かんぼ生命においては、内部監査部が、本社各部、エリア本部及び支店並びに、日本郵便の本社、支社及び郵便局を対象として、個人情報の管理方法等について定めた規程の遵守状況等について、定期的に監査を実施する。監査における指摘事項については、是正及び改善措置状況の定期的なフォローアップ時又は次回の監査時に改善状況を確認している。	事後	機構の監査方法の変更に伴う 記述の見直し及び5年経過前 の評価書の見直しに伴う修正 です。(記載の充実の観点か らの記述の見直し)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月6日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	護の項目を掲げ、日頃の研修・指導時に活用している。なお、情報漏えい等を行った場合、懲戒処分及び刑事罰の対象となることをマニュアル等に明記している。 なお、個人情報保護・情報セキュリティマニュアル等の規程類を改正し、特定個人情報の漏えい等を行った場合も、懲戒処分及び刑事罰の対象となることを明記し、教育・啓発を行う予定。 また、番号法施行に伴う対応に係る研修資料においては、個人番号の取得目的や取扱時の注意事項、目的外の利用禁止、複写及びメモの禁止等を明記して社員への周知・指導を徹底する。 【日本郵便】 再委託先である日本郵便では、個人情報の適定な管理を行うため、採用時の教育と対しての教育・訓練、個人で一夕の安全管理に関するの扱規程に対し安全管理措置の周知徹底、教育及び訓練を行っている。 なお、個人情報保護等に関する取扱規程を改	保護等に関する取扱規程及び各取扱手続等に定め、研修等において教育・訓練を行っている。 かんぼ生命においては、全社員を対象に実施している個人情報保護等を含むコンプライアンスに関するeラーニング研修で、実施期間中に数回実施状況を管理者に連携し、管理者等から受講を促すよう指導・周知を行い、受講率が100%になる取り組みを行っている。 【日本郵便】 再委託先である日本郵便では、個人情報の適正な管理を行うため、採用時の教育及び定期的な教育・訓練、個人データ管理責任者等への教育・訓練、個人データの安全管理に関する取扱規程に違反した場合の懲戒処分の周知など社員に対し安全管理措置の周知徹底、教育及び訓練を行って	事後	5年経過前の評価書の見直し に伴う修正です。(委託先での 現在の研修状況を踏まえた記 述の見直し)
令和2年11月6日	▼ その他のリスク対策3. その他のリスク対策	(追加)	機構においては、特定個人情報の取扱いを含めた委託業務の実施状況を 監査するとともに、不適正事例が発生した場合には、その発生原因等を分析し、必要に応じて一層の再発防止策を講じるよう指導するなど、改善に向けた取組強化及び改善状況の検証を行っている。その結果は担当の理事 を議長、担当の部長を構成員とする管理業務推進会議において各種の課題・問題を分析、把握し、理事長に報告することとしている。	事後	5年経過前の評価書の見直し に伴う修正です。(記載の充実 の観点からの記述の見直し)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月6日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 ① 請求先	〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-13-1 虎ノ門40MTビル3 階 郵政管理・支援機構 総務部総務課 情報公開窓口 電話 03 (5472) 7101	〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-13-1 虎ノ門40MTビル3階 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構 総務部総務課 情報公開窓口 電話 03(5472)7101	事後	5年経過前の評価書の見直しに伴う修正です。(あて先としての組織名(通称)の記述見直し)
令和2年11月6日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ ① 連絡先	〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-13-1 虎ノ門40MTビル3 階 郵政管理・支援機構 総務部総務課 情報公開窓口 電話 03 (5472) 7101	〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-13-1 虎ノ門40MTビル3階 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構 総務部総務課 情報公開窓口 電話 03(5472)7101	事後	5年経過前の評価書の見直し に伴う修正です。(あて先とし ての組織名(通称)の記述見 直し)
令和5年2月15日	I 基本情報②事務の内容 【 I 】2	2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局渉 外社員 ・お客さま宅等において保険金等の支払請求等 をされたお客さまから個人番号の提示を受け、 郵便局渉外社員等が	2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員 ・お客さま宅等において保険金等の支払請求等をされたお客さまから個人 番号の提示を受け、かんぽ生命支店等渉外社員等が	事後	組織再編に伴う修正です。
令和5年2月15日	I 基本情報②事務の内容 【 I 】3	なお、かんぽ生命支店等及び郵便局、かんぽ 生命支店等渉外社員及び郵便局渉外社員にお いては、	なお、かんぽ生命支店等及び郵便局、かんぽ生命支店等渉外社員及び郵 便局社員においては、	事後	組織再編に伴う修正です。
令和5年2月15日	(別添1)事務内容【I】2	2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局渉 外社員	2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員	事後	組織再編に伴う修正です。
令和5年2月15日	(別添1)事務内容【I】2 ※ お客さま欄と郵便局所欄 の2か所を修正。	涉外社員	涉外社員等	事後	組織再編に伴う修正です。
令和5年2月15日	(別添1)事務内容【I】(備 考)2	2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局渉 外社	2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員	事後	組織再編に伴う修正です。
令和5年2月15日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要3.特定個人情報の入手・ 使用③入手の時期・頻度	【かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局渉外 社員】	【かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員】	事後	組織再編に伴う修正です。
令和5年2月15日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要3.特定個人情報の入手・ 使用④入手に係る妥当性	【かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局渉外 社員】	【かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員】	事後	組織再編に伴う修正です。
令和5年2月15日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要6.特定個人情報の保管・ 消去①保管場所	2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局渉 外社員	2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員	事後	組織再編に伴う修正です。
令和5年2月15日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要6. 特定個人情報の保管・ 消去②保管期間	2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局渉 外社員	2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員	事後	組織再編に伴う修正です。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月15日	皿 リスク対策(プロセス)2リスク1対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局渉 外社員	2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員	事後	組織再編に伴う修正です。
令和5年2月15日		2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局渉 外社員	2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員	事後	組織再編に伴う修正です。
令和5年2月15日		2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局渉 外社員	2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員	事後	組織再編に伴う修正です。
令和5年2月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス)2リスク2リスクに対する措置の内容	2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局渉 外社員	2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員	事後	組織再編に伴う修正です。
令和5年2月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス)2リ スク3入手の際の本人確認の 措置の内容	2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局渉 外社員	2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員	事後	組織再編に伴う修正です。
令和5年2月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス)2リスク3個人番号の真正性確認の措置の内容	2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局渉 外社員	2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員	事後	組織再編に伴う修正です。
令和5年2月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス)2リスク3特定個人情報の正確性確保の措置の内容	2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局渉 外社員	2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員	事後	組織再編に伴う修正です。
令和5年2月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス)2リスク4リスクに対する措置の内容	2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局渉 外社員	2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員	事後	組織再編に伴う修正です。
令和5年2月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス)7リスク1⑤物理的対策【入手経路による保管状況】	2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局渉 外社員	2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員	事後	組織再編に伴う修正です。
令和5年2月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス)7リスク1⑥技術的対策【入手経路による保管状況】	2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局渉 外社員	2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員	事後	組織再編に伴う修正です。
令和5年2月15日	Ⅲ リスク対策(プロセス)7リスク2リスクに対する措置の内容	2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局渉 外社員	2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員	事後	組織再編に伴う修正です。
令和5年2月15日	I 基本情報1② I 3	支払部	支払サービス部	事後	組織再編に伴う修正です。
令和5年2月15日	I 基本情報1②Ⅱ1	支払部	支払サービス部	事後	組織再編に伴う修正です。
令和5年2月15日	I 基本情報1②Ⅱ2	支払部	支払サービス部	事後	組織再編に伴う修正です。
令和5年2月15日	(別添1) I 3	支払部	支払サービス部	事後	組織再編に伴う修正です。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月15日	(別添1) I 3備考3 ※3箇所	支払部	支払サービス部	事後	組織再編に伴う修正です。
令和5年2月15日	(別添1)Ⅱ1	支払部	支払サービス部	事後	組織再編に伴う修正です。
令和5年2月15日	(別添1)Ⅱ2の3箇所 ※図を含む	支払部	支払サービス部	事後	組織再編に伴う修正です。
令和5年2月15日	(別添1)Ⅱ2備考①	支払部	支払サービス部	事後	組織再編に伴う修正です。
令和5年2月15日	(別添1)Ⅱ2備考⑤	支払部	支払サービス部	事後	組織再編に伴う修正です。
令和5年2月15日	(別添1)Ⅱ2備考⑥	支払部	支払サービス部	事後	組織再編に伴う修正です。
令和5年2月15日	Ⅱファイルの概要2⑥	支払部	支払サービス部	事後	組織再編に伴う修正です。
令和5年2月15日	Ⅱファイルの概要3③	支払部	支払サービス部	事後	組織再編に伴う修正です。
令和5年2月15日	Ⅱファイルの概要3④	支払部	支払サービス部	事後	組織再編に伴う修正です。
令和5年2月15日	Ⅱファイルの概要3⑦	支払部	支払サービス部	事後	組織再編に伴う修正です。
令和5年2月15日	Ⅱファイルの概要6①	支払部	支払サービス部	事後	組織再編に伴う修正です。
令和5年2月15日	Ⅱファイルの概要6②その妥 当性	支払部	支払サービス部	事後	組織再編に伴う修正です。
令和5年2月15日	Ⅲリスク対策(プロセス)2対 象者以外の情報の入手を防 止するための措置の内容	支払部	支払サービス部	事後	組織再編に伴う修正です。
令和5年2月15日	Ⅲリスク対策(プロセス)2必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	支払部	支払サービス部	事後	組織再編に伴う修正です。
令和5年2月15日	Ⅲリスク対策(プロセス)2その 他の措置の内容	支払部	支払サービス部	事後	組織再編に伴う修正です。
令和5年2月15日	Ⅲリスク対策(プロセス)2リス クに対する措置の内容	支払部	支払サービス部	事後	組織再編に伴う修正です。
令和5年2月15日	Ⅲリスク対策(ブロセス)2入 手の際の本人確認の措置の 内容	支払部	支払サービス部	事後	組織再編に伴う修正です。
令和5年2月15日	の内容	支払部	支払サービス部	事後	組織再編に伴う修正です。
令和5年2月15日	Ⅲリスク対策(プロセス)2特 定個人情報の正確性確保の 措置の内容	支払部	支払サービス部	事後	組織再編に伴う修正です。
令和5年2月15日	Ⅲリスク対策(プロセス)2リス クに対する措置の内容	支払部	支払サービス部	事後	組織再編に伴う修正です。
令和5年2月15日	Ⅲリスク対策(プロセス)4特	支払部	支払サービス部	事後	組織再編に伴う修正です。
令和5年2月15日	Ⅲリスク対策(プロセス)5リス ク3リスクに対する措置の内 容	支払部	支払サービス部	事後	組織再編に伴う修正です。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月15日	Ⅲリスク対策(プロセス)7⑤	支払部	支払サービス部	事後	組織再編に伴う修正です。
令和5年2月15日	Ⅲリスク対策(プロセス)7⑥	支払部	支払サービス部	事後	組織再編に伴う修正です。
令和5年2月15日	Ⅲリスク対策(プロセス)7リス ク2リスクに対する措置の内 容	支払部	支払サービス部	事後	組織再編に伴う修正です。
令和6年2月9日	I 基本情報②事務内容【I】 2	・お客さま宅等において保険金等の支払請求等をされたお客さまから個人番号の提示を受け、かんぽ生命支店等渉外社員等が携帯端末機(インターネット機能やメール機能がない専用端末機)に個人番号を入力し、かんぽ総合情報システムの個人番号等管理マスタに登録する。	・お客さま宅等において保険金等の支払請求等をされたお客さまから個人番号の提示を受け、かんぽ生命支店等渉外社員等が携帯端末機(インターネット閲覧機能や社外とのメール機能がない専用端末機)に個人番号を入力し、かんぽ総合情報システムの個人番号等管理マスタに登録する。	事前	携帯端末機更改に伴う修正です。
令和6年2月9日	(別添1) 事務の内容【 I 】2	涉外社員等	かんぽ生命支店等渉外社員等 ※ お客さま欄と郵便局所欄の2か所を修正。	事後	組織再編に伴う修正です。
令和6年2月9日	(別添1)事務の内容【 I 】2	②帰局	削除し、③を②に変更	事前	携帯端末機更改に伴う修正です。
令和6年2月9日	(別添1) 事務の内容【I】(備 考)2	①保険金等の支払請求等の手続きのためにお客さま宅を訪問し、個人番号の提示を受け、携帯端末機(インターネット閲覧機能や社外とのメール機能がない専用端末機)に個人番号を登録する。 ②個人番号の登録を行った携帯端末機をかんぽ生命支店又は郵便局へ持ち帰る。 ③携帯端末機からデータ送信により個人番号等管理マスタへ個人番号を登録する。 携帯端末機とかんぽ総合情報システム間は携帯電話網を使用した暗号化及びセキュアな通信を行っており、安全性が確保されている。また、端末認証サービスで端末を限定しており、セキュアな通信を行っている。	①保険金等の支払請求等の手続きのためにお客さま宅を訪問し、個人番号の提示を受け、携帯端末機(インターネット閲覧機能や社外とのメール機能がない専用端末機)に個人番号を登録する。 ②携帯端末機からデータ送信により個人番号等管理マスタへ個人番号を登録する。 携帯端末機とかんぽ総合情報システム間は携帯電話網を使用した暗号化及びセキュアな通信を行っており、安全性が確保されている。また、端末認証サービスで端末を限定しており、セキュアな通信を行っている。	事前	携帯端末機更改に伴う修正です。
令和6年2月9日	(別添1)備考2	①保険金等の支払請求等の手続きのためにお客さま宅を訪問し、個人番号の提示を受け、携帯端末機(インターネット機能やメール機能がない専用端末機)に個人番号を登録する。	①保険金等の支払請求等の手続きのためにお客さま宅を訪問し、個人番号の提示を受け、携帯端末機(インターネット閲覧機能や社外とのメール機能がない専用端末機)に個人番号を登録する。	事前	携帯端末機更改に伴う修正です。
令和6年2月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 ※ 同 ②保管期間 その妥当性	2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員 機帯端末機には、特定個人情報を暗号化の上保管するが翌日には自動消去する。	2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員 携帯端末機には特定個人情報を保管しない。	事前	携帯端末機更改に伴う修正です。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使 用 リスク4: 特定個人情報 ファイルが不正に複製されるリ スク リスクに対する措置の内 容	・携帯端末機については複数の要素(IDカードとPW、IDカードと指紋)によるログイン承認を行っており、ログインできなければ、かんぽ総合情報システムへ接続できない。また、携帯端末機の通信不可とすることも可能で、通信を不可とすればかんぽ総合情報システムへ接続できない。	・携帝峏木機については複数の要素(生体認証(関認証)、PINコート、ID・ハ フロード SMS認証)によるログイン承認を行っており ログインできたけれ	事前	携帯端末機更改に伴う修正です。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月9日			2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員 個人番号の取得に際しては、個人番号カードの提示に基づき携帯端末機 (インターネット閲覧機能や社外とのメール機能がない専用端末機)に入力 を行うこととして手続に定めており、特定個人情報の写しを作成することはしない。	事前	携帯端末機更改に伴う修正です。
令和6年2月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使 用 リスク4: 特定個人情報 ファイルが不正に複製されるリ スク リスクに対する措置の内 容	テムで制限をかけている。 ・携帯端末機については複数の要素(IDカードとPW、IDカードと指紋)によるログイン承認を行っており、ログインできなければ、かんぽ総合情報	・携帯端末機については、USBポートがあるが、電子記録媒体への書き込みができないようシステムで制限をかけている。 ・携帯端末機については複数の要素(生体認証(顔認証)、PINコード、ID・パスワード、SMS認証)によるログイン承認を行っており、ログインできなければ、かんぽ総合情報システムへ接続できない。また、携帯端末機の通信不可とすることも可能で、通信を不可とすればかんぽ総合情報システムへ接続できない。	事前	携帯端末機更改に伴う修正です。
令和6年2月9日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保 管・消去 リスク1: 特定個人 情報の漏えい・滅失・毀損リス ク ⑤物理的対策 具体的な 対策の内容	2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員 ・個人番号は紙媒体で取得・保管を行わない。 ・携帯端末機は社員証で入退室管理を行っている執務室内に保管し、ワイヤーチェーンによる施錠を施す。 ・携帯端末機には特定個人情報を暗号化の上一時保管するが翌日には自動消去する。	2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員 ・個人番号は紙媒体で取得・保管を行わない。 ・携帯端末機は社員証で入退室管理を行っている執務室内に設置されている。 ・端末機に特定個人情報は保管しない。	事前	携帯端末機更改に伴う修正です。
令和6年2月9日	Ⅲ リスク対策(プロセス)7リスク1⑥技術的対策【具体的な対策の内容】	がない業務専用の端末機である。 ・携帯端末機には、特定個人情報を暗号化の上 保管するが、翌日には自動消去する。 ・万が一携帯端末機を亡失した場合であって		事前	携帯端末機更改に伴う修正です。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I1②事務の内容 【I.個人番号を特定個人情報ファイルに登録する事務】	1. かんぽ生命支店等及び郵便局 ・かんぽ生命支店及び本社法人営業開発部(以下「支店等」という。)並びに郵便局において保 険金等の支払請求等をされたお客さまから個人 番号の提示を受け、郵便局員等が端末機(イン ターネット機能やメール機能がない専用端末 機)に個人番号を入力し、かんぽ総合情報シス テムの個人番号等管理マスタに登録する。	1. かんぽ生命支店等及び郵便局 ・かんぽ生命支店及び本社法人営業開発部(以下「支店等」という。)並びに 郵便局において保険金等の支払請求等をされたお客さまから個人番号の 提示を受け、郵便局員等が端末機(インターネット機能やメール機能がない 端末機(CTM)、またはインターネット機能やメール機能はあるものの、ホワイトリストによる制限、社外あてメールのパスワード付与やあて先に上長を含めない場合にメールの送信を不可とする等の対策を講じた端末機(JP-PC(3001、5001)に個人番号を入力し、かんぽ総合情報システムの個人番号等管理マスタに登録する。	事前	端末機の明確化に伴う修正です。
	報ファイルに登録する事務】	2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員 ・お客さま宅等において保険金等の支払請求等をされたお客さまから個人番号の提示を受け、かんぽ生命支店等渉外社員等が携帯端末機(インターネット閲覧機能や社外とのメール機能がない専用端末機)に個人番号を入力し、かんぽ総合情報システムの個人番号等管理マスタに登録する。	2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員 ・お客さま宅等において保険金等の支払請求等をされたお客さまから個人 番号の提示を受け、かんぽ生命支店等渉外社員等が携帯端末機(インターネット閲覧機能やメール機能がない専用端末機(PT4、PT5))に個人番号を 入力し、かんぽ総合情報システムの個人番号等管理マスタに登録する。	事前	端末機の明確化に伴う修正です。
	I1②事務の内容 【I.個人番号を特定個人情報ファイルに登録する事務】	(追加)	3.お客さまによる個人番号のオンライン申告 ・お客さま自身が、かんぼ生命が業務委託した公的個人認証サービスを提供するプラットフォーム事業者(以下、「委託PF事業者」という。)が開発した認証アプリをダウンロードしたスマートフォンを用いて、かんぽ生命から送付した各種通知物等に記載されている二次元バーコードを読み取り、スマートフォンにマイナンバーカードをかざすことで、委託PF事業者のシステムを経由して個人番号を収集し、かんぽ総合情報システムの個人番号等管理マスタに登録する。	事前	マイナンバーカード関連サービスの導入に伴う修正です。
	I (別添1)事務の内容 【I.個人番号を特定個人情報 ファイルに登録する事務】 1.かんぽ生命支店等及び郵 便局	端末機 (業務専用端末機)	端末機(CTM,JP-PC) (業務専用端末機)	事前	端末機の明確化に伴う修正です。
	I (別添1)事務の内容 【I.個人番号を特定個人情報 ファイルに登録する事務】 1. かんぽ生命支店等及び郵 便局	暗号化及びセキュアなネットワーク	暗号化(TLS)及びセキュアなネットワーク(PNET)	事前	端末機の明確化に伴う修正です。
	I (別添1)事務の内容 【I.個人番号を特定個人情報 ファイルに登録する事務】 2. かんぽ生命支店等渉外社 員及び郵便局社員	暗号化及びセキュアなネットワーク	暗号化(TLS)及びセキュアなネットワーク(KDDI CPA、専用線)	事前	端末機の明確化に伴う修正です。
	I (別添1)事務の内容 【 I.個人番号を特定個人情報 ファイルに登録する事務】	(追加)	3. お客さまによる個人番号のオンライン申告 公的個人認証サービス(JPKI) <説明図追加>	事前	マイナンバーカード関連サービスの導入に伴う修正です。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I (別添1)事務の内容 【I.個人番号を特定個人情報 ファイルに登録する事務】 4. かんぽ生命支払サービス 部	暗号化及びセキュアなネットワーク	暗号化(TLS)及びセキュアなネットワーク(専用線)	事前	端末機の明確化に伴う修正です。
	I (別添1)事務の内容 【I.個人番号を特定個人情報 ファイルに登録する事務】 (備考) 1. かんぽ生命支店等及び郵 便局	③郵便局員等が端末機(インターネット機能やメール機能がない専用端末機)に個人番号を入力し、かんぽ総合情報システムの個人番号等管理マスタに登録する。	③郵便局員等が端末機(インターネット機能やメール機能がない端末機(CTM)、またはインターネット機能やメール機能はあるものの、ホワイトリストによる制限、社外あてメールのパスワード付与やあて先に上長を含めない場合にメールの送信を不可とする等の対策を講じた端末機(JP-PC(3001、5001)に個人番号を入力し、かんぼ総合情報システムの個人番号等管理マスタに登録する。	事前	端末機の明確化に伴う修正です。
	I (別添1)事務の内容 【I.個人番号を特定個人情報 ファイルに登録する事務】 (備考) 2. かんぽ生命支店等渉外社 員及び郵便局社員		①保険金等の支払請求等の手続きのためにお客さま宅を訪問し、個人番号の提示を受け、携帯端末機(インターネット機能やメール機能がない専用端末(PT4、PT5))に個人番号を登録する。 ②個人番号の登録を行った携帯端末機(PT4)をかんぽ生命支店又は郵便局へ持ち帰り、データ送信により個人番号等管理マスタへ個人番号を登録する。 ③携帯端末機(PT5)は取扱いの都度、データ送信により個人番号等管理マスタへ個人番号を登録する。 携帯端末機(PT4、PT5)とかんぽ総合情報システム間は携帯電話網を使用した暗号化及びセキュアな通信を行っており、安全性が確保されている。また、端末認証サービスで端末を限定しており、セキュアな通信を行っている。	事前	端末機の明確化に伴う修正です。
	I (別添1)事務の内容 【I.個人番号を特定個人情報 ファイルに登録する事務】 (備考)	(追加)	3.お客さまによる個人番号のオンライン申告 公的個人認証サービス(JPKI) ① 現況届等に印字されている二次元バーコードを認証アプリをインストー ルしたスマートフォンで読み込む、または、マイページを経由してスマート フォンにマイナンバーカードをかざすことにより、マイナンバーカードのICチップ内の情報が委託PF事業者のDBに連携される。 ② 委託PF事業者のDBからJ-LISへ電子証明書の有効性確認を行う。 ③ 有効性確認の結果が連携される。 ④ 委託PF事業者のDBから個人番号データがかんぽ生命に連携され、個人番号等管理マスタへ個人番号を登録する。 委託PF事業者のDBとかんぽ総合情報システム間の通信については暗号化及びセキュアな通信を行っており、安全性が確保されている。	事前	マイナンバーカード関連サービスの導入に伴う修正です。
	I (別添1)事務の内容 【Ⅲ.特定個人情報ファイルを 使用する事務】	窓口渉外	窓口 (CTM,JP-PC) 涉外(PT4,PT5)	事前	端末機の明確化に伴う修正です。
	I (別添1)事務の内容 【Ⅱ.特定個人情報ファイルを 使用する事務】 2.かんぽ生命支払サービス部	フロー④支払調書データ作成 証券番号 個人番号 個人情報	フロー④支払調書データ作成 証券番号 個人番号 個人情報 支払金額等	事前	記載内容の精緻化に伴う修正です。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I (別添1)事務の内容 【Ⅱ.特定個人情報ファイルを 使用する事務】 2.かんぽ生命支払サービス部	フロー⑥支払調書データ 証券番号 個人番号 個人情報	フロー⑥支払調書データ作成 証券番号 個人番号 個人情報 支払金額等	事前	記載内容の精緻化に伴う修正です。
	Ⅱ3②入手方法	[〇]紙 [〇]その他(本人等からの個人番号カード等の 提示を受け、(携帯)端末機に入力)	[〇]紙 [〇]その他(本人等からの個人番号カード等の提示を受け、(携帯)端末機に入力 認証アプリをダウンロードしたスマートフォンにマイナンバーカードをかざす)	事前	マイナンバーカード関連サービスの導入に伴う修正です。
	Ⅱ3③入手の時期・頻度	(追加)	【お客さまによる個人番号のオンライン申告】 ①簡易生命保険契約に係る年金受取人が、年金自動受取りサービス(仮称)の利用申込みのため、現況届等に印字された二次元バーコードを認証アプリをダウンロードしたスマートフォンで読み取り、スマートフォンにマイナンバーカードをかざしたタイミングにより、個人番号を入手する。 ②簡易生命保険契約に係る契約者がマイページを介して、認証アプリをダウンロードしたスマートフォンにマイナンバーカードをかざしたタイミングにより、個人番号を入手する。	事前	マイナンバーカード関連サービスの導入に伴う修正です。
	Ⅱ3④入手に係る妥当性	【かんぽ生命支店等及び郵便局】、【かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員】 ・入手方法は、本人等からの個人番号カード等の提示を受け、社員が個人番号を(携帯)端末機に入力する。 ・入手の時期・頻度は、各契約における保険金等の支払事由等が発生した都度、年間通じて常時、請求を受け付ける。	【かんぽ生命支店等及び郵便局】 ・入手方法は、本人等からの個人番号カード等の提示を受け、社員が個人番号を端末機(インターネット機能やメール機能がない端末機(CTM)、またはインターネット機能やメール機能がない端末機(DTM)、またはインターネット機能やメール機能はあるものの、ホワイトリストによる制限、社外あてメールのパスワード付与やあて先に上長を含めない場合にメールの送信を不可とする等の対策を講じた端末機(JP-PC(3001、5001))に入力する。 ・入手の時期・頻度は、各契約における保険金等の支払事由等が発生した都度、年間通じて常時、請求を受け付ける。 【かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員】 ・入手方法は、本人等からの個人番号カード等の提示を受け、社員が個人番号を携帯端末機(PT4、PT5)に入力する。 ・入手の時期・頻度は、各契約における保険金等の支払事由等が発生した都度、年間通じて常時、請求を受け付ける。	事前	端末機の明確化に伴う修正です。
	Ⅱ3④入手に係る妥当性	(追加)	【お客さまによる個人番号のオンライン申告】 ・入手方法は、お客さま自身が、委託PF事業者が開発した認証アプリをダウンロードしたスマートフォンを用いて、かんぼ生命から送付した各種通知物等に記載されている二次元パーコードを読み取り、スマートフォンにマイナンバーカードをかざすことで個人番号を入手する。 ・入手の時期・頻度は、①年金自動受取りサービス(仮称)の利用申込みの際または②年間通じて常時受け付ける。	事前	マイナンバーカード関連サービスの導入に伴う修正です。
	Ⅱ3⑤本人への明示	(追加)	・委託PF事業者が開発した認証アプリをダウンロードしたスマートフォンにマイナンバーカードをかざす際に、スマートフォンの画面上に個人番号の利用目的を表示する。	事前	マイナンバーカード関連サー ビスの導入に伴う修正です。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	【人手経路による保官状況】	 かんぽ生命支店等及び郵便局 端末機には個人情報を保管しない。 かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社 員 携帯端末機には特定個人情報を保管しない。 	かんぽ生命支店等及び郵便局 端末機(CTM、JP-PC(3001、5001))には個人情報を保管しない。 かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員 ・携帯端末機(PT5)には個人情報を保管しない。 ・携帯端末機(PT4)は、特定個人情報を暗号化の上保管するが翌日には自動消去する。	事前	端末機の明確化に伴う修正です。
	II 6①保管場所 【入手経路による保管状況】	(追加)	3. お客さまによる個人番号のオンライン申告 ① 委託PF事業者を介して入手する個人番号は一時的に委託PF事業者 で保管し、かんぽ生命で個人番号の取得処理が正常に終了した後、委託 PF事業者で消去する。 ② 業務用携帯電話(スマートフォン)を使用してお客さまが年金自動受取 りサービス(仮称)の利用申込みを行う場合に備え、業務用携帯電話には キャッシュの自動削除、スクリーンショット不可の制限をかける。	事前	マイナンバーカード関連サービスの導入に伴う修正です。
	II 6②保管期間 その妥当性 【入手経路による保管状況】	1. かんぽ生命支店等及び郵便局 端末機には個人情報を保管しない。 2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社 員 携帯端末機には特定個人情報を保管しな い。	1. かんぽ生命支店等及び郵便局 端末機(CTM、JP-PC(3001、5001))には個人情報を保管しない。 2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員 携帯端末機(PT5)には個人情報を保管しない。 携帯端末機(PT4)は、特定個人情報を暗号化の上保管するが翌日には 自動消去する。	事前	端末機の明確化に伴う修正です。
	II 6②保管期間 その妥当性 【入手経路による保管状況】	(追加)	3. お客さまによる個人番号のオンライン申告 ① 委託PF事業者を介して入手する個人番号は一時的に委託PF事業者で保管し、かんぽ生命で個人番号の取得処理が正常に終了した後、委託PF事業者で消去する ② 業務用携帯電話(スマートフォン)を使用してお客さまが年金自動受取りサービス(仮称)の利用申込みを行う場合に備え、キャッシュの自動削除、スクリーンショット不可の制限をかける。	事前	マイナンバーカード関連サービスの導入に伴う修正です。
	Ⅲ2リスク1 対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容 【入手経路による措置状況】	(追加)	3. お客さまによる個人番号のオンライン申告 認証アプリの処理において、二次元バーコード内に格納されている対象者 の生年月日及び性別とスマートフォンにかざされたマイナンバーカードの生 年月日及び性別を照合し、両者が一致しなければ個人番号の入手ができな いよう措置している。	事前	マイナンバーカード関連サービスの導入に伴う修正です。
	Ⅲ2リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 【入手経路による措置状況】	(追加)	3. お客さまによる個人番号のオンライン申告 情報の入手元はマイナンバーカードとなるため、個人番号及び実存(本人) 確認として必要な最低限の情報のみ入手することとして措置している。	事前	マイナンバーカード関連サー ビスの導入に伴う修正です。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ2リスク1 その他の措置の内容 【入手経路による措置状況】	(追加)	3. お客さまによる個人番号のオンライン申告 業務用携帯電話(スマートフォン)を使用してお客さまが年金自動受取り サービス(仮称)の利用申込みを行う場合に備え、キャッシュの自動削除、 スクリーンショット不可の制限をかけている。また、認証アプリは、マイナン バーカードから読み取った情報をサーバへデータ連携する仕組みであり、マ イナンバーカードから読み取った情報をスマートフォン内に保管することは ない。	事前	マイナンバーカード関連サービスの導入に伴う修正です。
	Ⅲ2リスク1 その他の措置の内容 【入手経路による措置状況】	3. かんぽ生命支払サービス部 同上	4. かんぽ生命支払サービス部 1、2と同様	事前	マイナンバーカード関連サー ビスの導入に伴う修正です。
	Ⅲ2リスク2 リスクに対する措置の内容 【入手経路による措置状況】	1. かんぽ生命支店等及び郵便局個人番号の取得に際しては、個人番号カードの提示に基づき端末機(インターネット機能やメール機能がない専用端末機)に入力を行うこととして手続に定めており、特定個人情報の写しを作成することはしない。 2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員個人番号の取得に際しては、個人番号カードの提示に基づき携帯端末機(インターネット閲覧機能や社外とのメール機能がない専用端末機)に入力を行うこととして手続に定めており、特定個人情報の写しを作成することはしない。	1. かんぽ生命支店等及び郵便局個人番号の取得に際しては、個人番号の取得に際しては、個人番号の下の提示に基づき端末機(インターネット機能やメール機能がない端末機(CTM)、またはインターネット機能やメール機能はあるものの、ホワイトリストによる制限、社外あてメールのパスワード付与やあて先に上長を含めない場合にメールの送信を不可とする等の対策を講じた端末機(JP-PC(3001、5001))に入力を行うこととして手続に定め、特定個人情報の写しを作成することはしない。 2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員個人番号の取得に際しては、個人番号カードの提示に基づき携帯端末機(インターネット機能や外部メール機能がない専用端末機(PT4,PT5))に入力を行うこととして手続に定めており、特定個人情報の写しを作成することはしない。	事前	端末機の明確化に伴う修正です。
	Ⅲ2リスク2 リスクに対する措置の内容 【入手経路による措置状況】	(追加)	3. お客さまによる個人番号のオンライン申告 個人番号取得の委託に際して、公的個人認証サービスを提供するプラット フォーム事業者を選定しているほか、業務用携帯電話(スマートフォン)を使 用する場合に備え、業務用携帯電話にはキャッシュの自動削除、スクリーン ショット不可の制限をかけており、特定個人情報を保存をすることはない。ま た、認証アプリは、マイナンバーカードから読み取った情報をサーバへデー タ連携する仕組みであり、マイナンバーカードから読み取った情報をスマートフォン内に保管することはない。	事前	マイナンバーカード関連サービスの導入に伴う修正です。
	Ⅲ2リスク3 入手の際の本人確認の措置 の内容 【入手経路による措置状況】	(追加)	3. お客さまによる個人番号のオンライン申告 公的個人認証サービスを利用した実存(本人)確認を行う。	事前	マイナンバーカード関連サービスの導入に伴う修正です。
	Ⅲ2リスク3 個人番号の真正性確認の措 置の内容 【入手経路による措置状況】	(追加)	3. お客さまによる個人番号のオンライン申告 公的個人認証サービスを利用した実存(本人)確認を行うことから、特定個 人情報の正確性について確保されている。特定個人情報の取得はマイナン パーカードのICチップを読み取る方法で行うため、誤入力は発生しない。ま た、認証アプリは委託先PF事業者サーバにかんぽ生命サーバからの電文 を正しく受領し、復号できたことをもって起動する仕様であるため、偽造され た二次元コードがかんぽ生命以外のサーバからの電文である場合は、委託 先PF事業者側で不正電文と検知している。	事前	マイナンバーカード関連サービスの導入に伴う修正です。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ2リスク3 特定個人情報の正確性確保 の措置の内容 【入手経路による措置状況】	(追加)	3. お客さまによる個人番号のオンライン申告 公的個人認証サービスを利用した実存(本人)確認を行うことから、特定個 人情報の正確性について確保されている。特定個人情報の取得はマイナン パーカードのICチップを読み取る方法で行うため、誤入力は発生しない。	事前	マイナンバーカード関連サービスの導入に伴う修正です。
	Ⅲ2リスク3 特定個人情報の正確性確保 の措置の内容 【入手経路による措置状況】	4. かんぽ生命支払サービス部 同上	4. かんぽ生命支払サービス部 1、2と同様	事前	マイナンバーカード関連サービスの導入に伴う修正です。
	Ⅲ2リスク4 リスクに対する措置の内容 【入手経路による措置状況】	1. かんぽ生命支店等及び郵便局 ・特定個人情報について控え及び写しを作成しないこととしているほか、端末機又は携帯端末機から紙媒体へ出力ができないよう措置を取っている。 ・かんぽ総合情報システム(個人番号等管理マスタ)からのデータのダウンロードや電子記録媒体への出力もできないように措置している。	1. かんぽ生命支店等及び郵便局 ・特定個人情報について控え及び写しを作成しないこととしているほか、端末機(CTM、JPPC(3001,5001))及び携帯端末機(PT4)は紙媒体への出力機能を有しているが、個人番号が記録されたデータについては紙媒体で出力できないようシステムで制御している。おって、マイナンバーの取扱いに関して、各種法令等に従いマイナンバーの保護に十分な注意を払うこと及び各種法令などに違反している事実又はその兆候を把握した場合には、速やかに報告することを社内規定に定めている。なお、携帯端末機(PT5)は紙媒体を出力する機能を有していない。・かんぽ総合情報システム(個人番号等管理マスタ)からのデータのダウンロードや電子記録媒体への出力もできないように措置している。	事前	端末機の明確化に伴う修正です。
	Ⅲ2リスク4 リスクに対する措置の内容 【入手経路による措置状況】	(追加)	3. お客さまによる個人番号のオンライン申告 ・業務用携帯電話(スマートフォン)を使用する場合に備え、業務用携帯電話にはキャッシュの自動削除、スクリーンショット不可の制限をかけている。また、認証アプリは、マイナンバーカードから読み取った情報をサーバへデータ連携するのみであり、マイナンバーカードから読み取った情報をスマートフォン内に保管することはない。	事前	マイナンバーカード関連サービスの導入に伴う修正です。
	Ⅲ2リスク4 リスクに対する措置の内容 【入手経路による措置状況】	4. かんぽ生命支払サービス部 同上	4. かんぽ生命支払サービス部 1、2と同様	事前	マイナンバーカード関連サー ビスの導入に伴う修正です。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) におけるその	端末機及び携帯端末機とかんぽ総合情報システム間においては特定個人情報に暗号化を施すとともに、通信についてはセキュアなネットワークを使用している。	端末機(CTM、JP-PC(3001,5001))又は携帯端末機(PT4、PT5)とかんぽ総合情報システム間においては特定個人情報に暗号化を施すとともに、通信についてはセキュアなネットワークを使用している。特に、JP-PC(3001,5001)は、外部サービスのクラウド上でWEBサイトにアクセスするため、万が一マルウェアが仕掛けられたWebサイトにアクセスした場合でも、感染するのは分離されている外部サービスのクラウド上の環境であり、実際に利用している当該端末には影響を及ぼさないインターネット分離の仕組みによりマルウェア感染による情報漏えいリスクを低減している。また、許可されたWEBサイト以外からのファイルのダウンロード・アフロードの制限を行うことで、マルウェアに感染し情報が漏えいするファクを低減している。さらに、即時の検知や防御、ネットワーク遮断等の対応を行うEDR(エンドポイントディテクション&レスポンス)の導入と、EDRで検知したインシデント発生時の初動対応、影響調査、結果報告までをサポートするMDR(マネージド・ディテクション&レスポンス)サービスの運用により、標的型攻撃やランサムウェアの脅威に対応している。また、外部メールの送信は、必ず管理者をCCに入れなければ送信できない仕組みや、送信時の添付ファイルの検疫・無害化が行われている。	事前	端末機の明確化に伴う修正です。
	Ⅲ2リスク4 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(追加)	公的個人認証サービスを提供するプラットフォーム事業者を委託PF事業者として選定しているほか、委託PF事業者とかんぽ生命間においては、特定個人情報に暗号化を施すとともに、通信については専用線を敷設し、セキュアな環境でデータを入手している。	事前	マイナンバーカード関連サービスの導入に伴う修正です。
	Ⅲ3リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	(追加)	・委託PF事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱うことはできないように、管理業務に必要ないデータベースのアクセス権限は付与していない。	事前	マイナンバーカード関連サービスの導入に伴う修正です。
	Ⅲ3リスク2 その他の措置の内容	(追加)	・かんぽ総合情報システムの個人番号等管理マスタに個人番号を登録するための端末機は、かんぽ総合情報システム上で「特定個人ファイル(支払調書)」に含まれる個人番号を検索・閲覧・取得する機能を有していない。	事前	端末機の明確化に伴う修正です。
	Ⅲ3リスク4 リスクに対する措置の内容	(追加)	・端末機(CTM)はインターネット機能やメール機能がなく、端末上に特定個人番号を保管していないため、盗難、紛失、詐取された場合でも不正に複製されることはない。 ・端末機(JP-PC(3001、5001))は、インターネット機能やメール機能はあるものの、ホワイトリストによる制限、社外あてメールのパスワード付与やあて先に上長を含めない場合にメールの送信を不可とする等の対策を講じており、また、端末上に特定個人番号を保管していないため、盗難、紛失、詐取された場合でも不正に複製されることはない。	事前	端末機の明確化に伴う修正です。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ3リスク4 リスクに対する措置の内容	・携帯端末機については、USBポートがあるが、 電子記録媒体への書き込みができないようシス テムで制限をかけている。 ・携帯端末機については複数の要素(生体認証 (顔認証)、PINコード、ID・パスワード、SMS認 証)によるログイン承認を行っており、ログインで きなければ、かんぽ総合情報システムへ接続で きない。また、携帯端末機の通信不可とすること も可能で、通信を不可とすればかんぽ総合情報 システムへ接続できない。	ることも可能で、通信を个可とすればかんは総合情報ンステムへ接続でき	事前	端末機の明確化に伴う修正です。
	Ⅲ3リスク4 リスクに対する措置の内容	(追加)	・端末機のうち、JP-PC(3001,5001)では、ローカルディスクにデータを保存することが可能であるが、『特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置』に記載されている措置をとっている。 ・端末機のうち、JP-PC(5001)では、光学式ドライブからのデータ書き込みは、申請により許可された社員のみに制限されている。また、USBドライブからのデータ書き込みも、申請により許可された社員、端末、およびUSB機器のみに制限されている。 ・端末機のうち、JP-PC(3001)では、光学式ドライブからのデータ書き込み及び、USBドライブからのデータ書き込みは行えないように制限されている。	事前	端末機の明確化に伴う修正です。
	Ⅲ3リスク4 リスクに対する措置の内容	(追加)	・業務用携帯電話(スマートフォン)を使用する場合に備え、業務用携帯電話にはキャッシュの自動削除、スクリーンショット不可の制限をかけている。	事前	マイナンバーカード関連サー ビスの導入に伴う修正です。
	Ⅲ7リスク1⑤ 具体的な対策の内容 【入手経路による保管状況】	1. かんぽ生命支店等及び郵便局 ・個人番号は紙媒体で取得・保管を行わない。 ・端末機は社員証で入退室管理を行っている執 務室内に設置されている。 ・端末機に特定個人情報は保管しない。	1. かんぽ生命支店等及び郵便局 ・個人番号は紙媒体で取得・保管を行わない。 ・端末機(CTM、JP-PC(3001、5001))は社員証で入退室管理を行っている施錠された執務室内に設置されている。 ・端末機(JP-PC(3001,5001))は、ワイヤーチェーンによる施錠を施す。 ・端末機(CTM、JP-PC(3001、5001))に特定個人情報は保管しないよう社内規定に定め運用する措置を取っている。 ・端末機(CTM、JP-PC(3001、5001))は、社員証または社員番号および社員個人が設定したパスワードを入力しなければ、ログインができない。	事前	端末機の明確化に伴う修正です。
	Ⅲ7リスク1⑤ 具体的な対策の内容 【入手経路による保管状況】	2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員 ・個人番号は紙媒体で取得・保管を行わない。 ・携帯端末機は社員証で入退室管理を行っている執務室内に設置されている。 ・端末機に特定個人情報は保管しない。	2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員 ・個人番号は紙媒体で取得・保管を行わない。 ・携帯端末機(PT4、PT5)は施錠された執務室内に設置されている。 ・携帯端末機(PT4)には特定個人情報を暗号化の上一時保管するが翌日には自動消去する。なお、携帯端末機(PT5)は端末に特定個人情報は保管しない。	事前	端末機の明確化に伴う修正です。
	Ⅲ7リスク1⑤ 具体的な対策の内容 【入手経路による保管状況】	(追加)	3. お客さまによる個人番号のオンライン申告 ・業務用携帯電話に特定個人情報は保管しない。 ・委託PF事業者のサーバに一時保管される個人番号のうちかんぽ総合情報システムへの登録が完了したものは、かんぽ生命から送信する「削除対象番号を示すキー情報と削除指示」のファイルに基づき、一時保管された日付の翌営業日中に消去する。	事前	マイナンバーカード関連サービスの導入に伴う修正です。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ7リスク1⑥ 具体的な対策の内容 【入手経路による保管状況】	1. かんぽ生命支店等及び郵便局 ・端末機へのログイン時には、正当なIDとPWが必要。 ・端末機に特定個人情報を入力した場合は即時に暗号化を行っている。 ・端末機とかんぽ総合情報システム間の通信については暗号化及びセキュアな通信を行っており、安全性が確保されている。 ・端末機はインターネット機能やメール機能がない業務専用の端末機である。	号化を即時に行った上でセンター側に送信し、端末内部には情報を残さないようにしている。 ・端末機(CTM、JP-PC(3001、5001))とかんぽ総合情報システム間の通信については暗号化及びセキュアな通信を行っており、安全性が確保されている	事前	端末機の明確化に伴う修正です。
	Ⅲ7リスク1⑥ 具体的な対策の内容 【入手経路による保管状況】	(追加)	・端末機(JP-PC(3001、5001))はインターネット機能やメール機能はあるものの、ホワイトリストによる制限、社外あてメールのパスワード付与やあて先に上長を含めない場合にメールの送信を不可とする等の対策を講じた端末機である。・JP-PC(3001、5001)は、外部サービスのクラウド上でWEBサイトにアクセスするため、万がーマルウェアが仕掛けられたWebサイトにアクセスした場合でも、感染するのは分離されている外部サービスのクラウド上の環境であり、実際に利用している当該端末には影響を及ぼさないインターネット分離の仕組みによりマルウェア感染による情報漏えいリスクを低減している。また、許可されたWEBサイト以外からのファイルのダウンロード・アップロードの制限を行うことで、マルウェアに感染し情報が漏えいするリスクを低減している。さらに、即時の検知や防御、ネットワインを断等の対応を行うEDR(マンドポイントディテクション&レスポンス)の導入と、EDRで検知したインシデント発生時の初動対応、影響調査、結果報告までをサポートするMDR(マネージド・ディテクション&レスポンス)サービスの運用により、標的型攻撃やランサムウェアの脅威に対応している。また、外部メールの送信は、必ず管理者をCCに入れなければ送信できない仕組みや、送信時の添付ファイルは自動的に暗号化され、外部メールからの受信時には添付ファイルの検疫・無害化が行われている。	事前	端末機の明確化に伴う修正です。
	Ⅲ7リスク1⑥ 具体的な対策の内容 【入手経路による保管状況】	2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員・携帯端末機へのログイン時には、正当なIDとPWが必要。・携帯端末機とかんぽ総合情報システム間は携帯電話網を使用した暗号化及びセキュアな通信を行っており、安全性が確保されている。・携帯端末機はインターネット閲覧機能や社外とのメール機能がない業務専用の端末機である。・万が一携帯端末機を亡失した場合であっても、遠隔消去処理(既存機能)により、携帯端末機に保存されているデータの消去が可能である。・盗難等のリスク対策として、端末の電源が切れた際に携帯端末機内のデータを自動消去する仕組みを用い、携帯端末機内にデータを保持しない仕組みとしている。	2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員 ・携帯端末機(PT4、PT5)へのログイン時には、正当なIDとPWが必要。 ・携帯端末機(PT4、PT5)に特定個人情報を入力した場合は即時に暗号化を行っている。 ・携帯端末機(PT4、PT5)とかんぽ総合情報システム間は携帯電話網を使用した暗号化及びセキュアな通信を行っており、安全性が確保されている。・携帯端末機はインターネット機能や外部メール機能がない業務専用の端末機である。 ・携帯端末機(PT4)は、特定個人情報を保管しない。また、携帯端末機(PT4)には、特定個人情報を保管するが、翌日には自動消去する。 ・方が一携帯端末機(PT4)を亡失した場合であっても、遠隔消去処理(既存機能)により、携帯端末機(PT4)に保存されているデータの消去が可能である。 ・盗難等のリスク対策として、携帯端末機(PT4)内のデータは暗号化を行っている。また、遠隔消去については、携帯端末機の電源が切れている場合、電源を入れた際に携帯端末機の通信不可の状態が7日以上経過している場合も、携帯端末機ののデータを自動消去することに加え、遠隔消去管理サーバと携帯端末機の通信不可の状態が7日以上経過している場合も、携帯端末機のアータは自動消去される。	事前	端末機の明確化に伴う修正で す。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ7リスク1億 具体的な対策の内容 【入手経路による保管状況】	(追加)	3. お客さまによる個人番号のオンライン申告 業務用携帯電話(スマートフォン)を使用する場合に備え、業務用携帯電話 にはキャッシュの自動削除、スクリーンショット不可の制限をかけている。また、リモートロック、リモートワイプ(遠隔消去)、回線停止が可能。	事前	マイナンバーカード関連サービスの導入に伴う修正です。
	Ⅲ7リスク1 その他の措置の内容	(追加)	また、機構は、かんぽ生命が調達した仕様書において、・総務大臣が認定する「署名検証者プラットフォーム事業者」であることが入札参加要件とされていること、・委託事業者の選定の際には、各認定で求められる情報の保管・消去の要件を委託業務全体に適用して満たすことを要求されていること、・委託事業者よりサービス水準定義書を取得し内容を確認していること、を確認し、物理的対策及び技術的対策を図っている。なお、各種認定名は以下のとおり。・情報セキュリティのマネジメントに関する国際認証ISO27001,ISO27017・米国公認会計士(AICPA)が定める内部統制の有効性に関する保証報告書SOC2(Service Organization Controls 2)・FISC による『金融機関等コンピューターシステムの安全対策基準』と日本データセンター協会(JDCC)の定める「データセンターファシリティスタンダード」におけるもっとも厳しい基準であるTier4に準拠したデータセンターにて運用(東京第一データセンタ)・ISAE3000(非財務情報を保証対象とする国際監査基準)に則った監査統制	事前	マイナンバーカード関連サー ビスの導入に伴う修正です。
	Ⅲ7リスク2 リスクに対する措置の内容 【入手経路による保管状況】	1. かんぽ生命支店等及び郵便局 保険金等の支払請求等のために窓口に来られたお客さまに、個人番号の変更がないか確認 を行い、変更があった場合は、変更後の個人番号の提示を受け、端末機に個人番号を入力し、かんぽ総合情報システムの個人番号等管理マスタに登録する。 2. かんぽ生命支店等渉外社員及び郵便局社員 保険金等の支払請求等の手続きのためにお客さま宅を訪問し、個人番号の変更がないか確認を行い、変更があった場合は、変更後の個人番号の提示を受け、携帯端末機に個人番号を入力し、かんぽ総合情報システムの個人番号等管理マスタに登録する。	1. かんぽ生命支店等及び郵便局 保険金等の支払請求等のために窓口に来られたお客さまに、個人番号の変更がないか確認を行い、変更があった場合は、変更後の個人番号の提示を受け、端末機(CTM、JP-PC(3001、5001))に個人番号を入力し、かんぽ総合情報システムの個人番号等管理マスタに登録する。	事前	端末機の明確化に伴う修正です。
	Ⅲ7リスク2 リスクに対する措置の内容 【入手経路による保管状況】	(追加)	3. お客さまによる個人番号のオンライン申告 1、2と同じ。 また、簡易生命保険契約に係る契約者がマイページを介して、随時、登録 時と同様の手法で変更後の個人番号の申告が可能。	事前	マイナンバーカード関連サービスの導入に伴う修正です。
	Ⅲ7リスク3 消去手順 手順の内容	(追加)	【委託PF事業者のサーバに一時保管される個人番号】 ・かんぽ生命から送信する「削除対象番号を示すキー情報と削除指示」のファイルに基づき、原則、一時保管された日付の翌営業日中に消去する。	事前	マイナンバーカード関連サービスの導入に伴う修正です。